

令和3年度における 伊勢原市・新型コロナウイルス感染症 対策について

～ 感染の急拡大・リバウンドを防ぎつつ
市民を守り地域経済を支えるための
先を見据えた緊急追加対応 ～

令和4年3月

伊勢原市

～感染の急拡大・リバウンドを防ぎつつ市民を守り地域経済を支えるための新型コロナ対策の方向性～



- 令和3年1月8日～3月21日 緊急事態宣言の再発令・延長・再延長
- ☆ 令和3年5月以降 市民向けの新型コロナウイルスワクチン接種が本格化
- 令和3年5月12日～6月20日 まん延防止等重点措置区域への追加指定・延長
- 令和3年7月22日～8月1日 まん延防止等重点措置区域への追加再指定
8月2日～9月30日 緊急事態宣言の再々発令・延長・再延長
- 令和3年10月1日～ 緊急事態宣言の解除
- 令和4年1月21日～3月21日 まん延防止等重点措置の再々指定・延長・再延長
- ☆ 令和4年2月以降 市民向けの新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目接種)



喫緊に取り組むべき新型コロナ対策

感染拡大の防止と地域の社会経済活動の活性化との両立を図るため、新型コロナ対策の4つの柱を継続・拡充する

- | | |
|---|---|
| <p>1. 命と健康を守る ～感染拡大防止対策～</p> | <p>3. 地域経済を立て直す ～雇用の維持と事業の継続～</p> |
| <p>2. 暮らしを支える ～市民生活への支援～</p> | <p>4. 危機に強いまちを創る ～新しい生活様式を踏まえた感染機会の削減～</p> |

+ **新型コロナワクチンの円滑な接種**

◎ 国・県の施策と連携しつつ、地方創生臨時交付金(第3次地方単独分等)を活用して市独自の対策に取り組む

- **市民の命と健康を全力で守り、市民の暮らしと地域の雇用・事業を支える!**
- **新型コロナを乗り越え、市制施行50周年の更にその先の「新しい伊勢原市」を創り出す!!**

1. 命と健康を守る ～感染拡大防止対策～

- ◇ 相談窓口・情報発信・感染予防策の普及啓発
- ◇ 感染予防・拡大防止支援 ～マスク着用・消毒の徹底
- ◇ 学校・保育所等の感染症対策 ～安心・安全な教育現場
- ◇ 公共の場での感染リスクの軽減 ～手洗い励行・3密対策
- ◇ 感染拡大時の地域医療・救急体制の確保 など

3. 地域経済を立て直す ～雇用の維持と事業の継続～

- ◇ 中小企業などの金融等相談窓口
- ◇ 感染拡大防止協力金など
- ◇ 影響が甚大な事業者などへの支援
- ◇ 消費喚起による地域経済の活性化
- ◇ 新型コロナウイルス感染症対応緊急観光支援
- ◇ 貸付・融資などによる資金繰り支援
- ◇ 納税などの猶予 など

令和3年度 伊勢原市・新型コロナウイルス感染症緊急対策

感染拡大の防止と地域の社会経済活動の活性化との両立を図るため、
新型コロナ対策の4つの柱を継続・拡充する

2. 暮らしを支える ～市民生活への支援～

- ◇ 生活関連の給付・支援
- ◇ 子育て・教育関連の給付・支援
- ◇ 感染拡大により影響を受けている方へのきめ細やかな支援
- ◇ 新型コロナ禍における健康の維持
- ◇ 生活資金等の貸付
- ◇ 納税などの猶予 など

4. 危機に強いまちを創る ～新しい生活様式を踏まえた感染機会の削減～

- ◇ 新型コロナに強い社会的な環境の整備
 - ・ 行政ICT化・行政手続のオンライン化等
 - ・ 非接触型キャッシュレス決済の推進
 - ・ 新たな災害対応スタイルの構築
- ◇ 新たな暮らしのスタイルの確立
 - ・ 地域の文化活動等への支援
 - ・ オンラインイベント・小中学校におけるオンライン集会の実施
 - ・ 電子図書館の整備
- ◇ 新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進 など

新型コロナワクチンの 円滑な接種

- ・ 令和3年5月から高齢者向けの接種を開始 → 7月末を目途に希望する高齢者の2回の接種が概ね完了
- ・ 順次、基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者、60歳～64歳の方、それ以外の方向けに、対象を拡大して接種を促進
- ・ 2回目接種から原則8か月以上経過した人への追加接種(3回目接種)に係る集団接種は、令和4年1月末に開始



伊勢原市・新型コロナウイルス感染症対応 緊急追加対策（第3弾）

～令和3年3月定例会 補正予算による対応分～

- ◆ 全市民を対象とした**新型コロナウイルスワクチンの安全かつ円滑な接種**に向けて準備体制を整える。
- ◆ 第3波による感染の急拡大や緊急事態宣言の再発令・延長等により市民生活や地域経済に極めて厳しい影響が続いていることから、**緊急的に追加で対応すべき感染対策・市民生活支援・事業者支援**を実施する。

新型コロナウイルス ワクチンの 円滑な接種

〈57,375千円・令和2年度1月補正予算〉 [国10/10]

・ ワクチン接種クーポン券の作成(高齢者分) ・ 電話相談センター(コールセンター)業務

〈60,869千円・令和2年度3月補正予算(その1)〉 [国10/10]

・ ワクチン接種クーポン券の作成(高齢者以外分) ・ ワクチン接種クーポン券の郵送
・ ワクチン接種の委託 ・ ワクチン接種会場の運営

1. 命と健康を守る ～感染拡大防止対策～

▶ 学校の感染症対策

● 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業 [国補助1/2]

〈19,600千円・令和2年度3月補正予算(追加)〉

- ・ 小・中学校における感染症対策への支援(感染症対策用物品の追加購入や教室等の消毒作業外注経費等)
- ・ 上限額; 80～160万円/校

2. 暮らしを支える ～市民生活への支援～

▶ 子育て世帯への支援

● 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分) [国補助10/10]

〈57,967千円・令和3年度3月補正予算(その2)〉

- ・ 児童扶養手当受給者等を対象に、一律5万円/児童を給付
- ※ 今回の特別給付金で新たに対象となる住民税非課税の子育て世帯分については、具体的な制度設計が国から示され次第、速やかに補正予定 → R3.6月補正

3. 地域経済を立て直す ～雇用の維持と事業の継続～

▶ 緊急事態宣言再発令の影響を受けた事業者への支援

◎ 伊勢原市小規模事業者臨時給付金(第2弾)

【市独自】 〈61,000千円・令和3年度3月補正予算〉

- ・ 緊急事態宣言再発令の影響により売上が減少(国の一時支援金より要件を緩和)した小規模事業者に対し**10万円**を支給

▶ 消費喚起による地域経済の活性化

◎ キャッシュレス決済ポイント還元事業

【市独自】 〈62,000千円・令和3年度3月補正予算〉

- ・ キャッシュレス決済(QRコードを利用したスマートフォン決済)に対するポイント還元キャンペーンを実施(6月)
- ・ ポイント還元率; 最大25%(上限額; 2,000円/回 10,000円/期間)

4. 危機に強いまちを創る ～新しい生活様式を踏まえた感染機会の削減～

▶ 非接触型キャッシュレス決済の普及促進

◎ キャッシュレス決済ポイント還元事業(再掲)

伊勢原市・新型コロナウイルス感染症対応 緊急追加対策（第4弾）

～令和3年6月定例会 補正予算による対応分～

◆ 第4波による感染の再拡大・長期化や「まん延防止等重点措置」の対象地域の指定等により、市民生活や地域経済に極めて厳しい影響が続いていることから、**緊急的に追加で対応すべき感染対策等**を実施する。

- ◎ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（地方単独事業分）を財源として市独自で取り組む事業；56,643千円
- 国庫補助事業を活用して取り組む事業；95,437千円

命と健康を守る ～感染拡大防止対策～

- ◎ **公共施設における感染防止対策のための設備整備等【市独自】**〈15,288千円〉
 - ・シティプラザ内トイレ入口の自動ドア化による接触感染防止対策〈9,500千円〉
 - ・総合体育館男子更衣室に換気窓を設置〈692千円〉
 - ・スポーツ施設（伊勢原球場・武道館・行政センター体育館）・コミュニティセンター内トイレの手洗い場の自動水栓化〈5,096千円〉
- ◎ **感染症予防対策のための備品等整備【市独自】**〈7,040千円〉・消毒用物品や市庁舎内窓口対面用のアクリルパーテーション等
- ◎ **バス・タクシー車両感染拡大防止支援【市独自】**〈6,300千円〉・車内消毒等費用の補助（バス60千円/台、タクシー10千円/台）
- ◎ **救急搬送資機材の整備【市独自】**〈493千円〉・救急隊用フェイスシールド付きヘルメット
- ◎ **小・中学校施設消毒作業【市独自】**〈6,500千円〉・業務委託により小・中学校の校舎等を1日1回定期消毒
- **教育・保育施設等の感染症対策【国補助】**〈13,900千円〉・保育所・認定こども園・小規模保育施設・児童コミュニティクラブ等における感染症対策費

暮らしを支える ～市民生活への支援～

- ◎ **オンライン子育て講座の実施【市独自】**〈156千円〉・子育ておしゃべり会・ワークショップのオンライン開催
- ◎ **小・中学校修学旅行のキャンセル料等の支援【市独自】**〈7,540千円〉・修学旅行がキャンセルとなった場合の保護者の負担軽減
- **子育て世帯生活支援特別給付金【国補助】**〈51,377千円〉・ひとり親世帯以外の住民税非課税の子育て世帯等に5万円/児童を給付
- **新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金【国補助】**〈30,160千円〉・総合支援資金（生活支援費）特例貸付の再貸付が終了した世帯等への支援

危機に強いまちを創る ～新しい生活様式を踏まえた感染機会の削減～

- ◎ **オンラインイベントの実施【市独自】**〈800千円〉・人権啓発講演会・いせはら男女共同参画フォーラムのオンライン動画配信
- ◎ **地域まちづくり応援事業【市独自】**〈6,000千円〉・感染リスクの少ない森林や里山で行われる地域主体のまちづくり活動を支援
- ◎ **小・中学校内オンライン集会の実施【市独自】**〈3,149千円〉・小・中学校でオンライン集会を実施するための映像配信機器等の整備
- ◎ **公共施設利用予約システムの拡充【市独自】**〈209千円〉・石田小学校特別教室等の利用予約システムの導入
- ◎ **市立図書館における電子図書館サービスの導入【市独自】**〈3,168千円〉・電子図書館サービスの導入（電子図書の購入等）

伊勢原市・新型コロナウイルス感染症対応 追加対策（第5弾）

～令和3年9月定例会 補正予算等による対応分～

第5波による感染の急拡大や「まん延防止等重点措置区域」への追加再指定、「緊急事態宣言」の再々発令等により、市民生活や地域経済への影響が今後も長期化するおそれがあることから、追加で対応すべき感染対策・支援策や新しい生活様式を踏まえた環境整備等を実施する。

◎ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(地方単独事業分)を財源として市独自で取り組む事業；182,297千円

命と健康を守る ～感染拡大防止対策～

➤ 感染予防・拡大防止対策、コロナ禍における消防・救急体制の確保

- ◎ 感染症予防対策のための備品等整備 【市独自】〈7,074千円〉 ・ 消毒用物品等の購入
- ◎ 新型コロナウイルス感染症救急搬送時の医師相談業務 【市独自】〈6,600千円・予備費〉 ・ 救急搬送困難時の医師による相談支援
- ◎ 消防庁舎及びコミュニティ防災センターのトイレ等手洗い自動水栓化事業 【市独自】〈1,825千円〉
- ◎ コロナ禍における消防活動安全装備品整備事業 【市独自】〈2,266千円〉 ・ 空気呼吸器用面体の個人貸与化

地域経済を立て直す ～雇用の維持と事業の継続～

➤ 新型コロナウイルス感染症対応緊急観光支援

- ◎ いせはらマイクロツーリズム推進事業（第2弾）
【市独自】〈40,100千円〉 ※R4.1/20(木)をもってクーポン配布終了
・ 市内の観光事業者で利用できるクーポン券を発行
・ 対象；大山ケーブルカーを往復利用する神奈川県民 1千円/人
・ 実施期間；R4.1/11(火)～2/28(月)

消費喚起による地域経済の活性化

- ◎ キャッシュレス決済ポイント還元事業（第2弾）
【市独自】〈79,000千円〉
・ キャッシュレス決済(QRコードを利用したスマートフォン決済)に対するポイント還元キャンペーンを実施
・ ポイント還元率；最大25%(上限額；1,000円/回 5,000円/期間)
・ 実施期間；R3.12/1(水)～12/28(火)

危機に強いまちを創る

～新しい生活様式を踏まえた
感染機会の削減～

➤ 行政の電子化による接触機会の削減

- ◎ 口座振替申請電子化事業 【市独自】〈18,546千円〉
・ 新型コロナの感染予防のため、市税等の口座振替申請を電子化することにより紙申請を簡略化・削減し、人との接触機会を削減する
- 新型コロナ禍での新たな災害対応スタイルの構築
- ◎ 避難所の3密対策事業（車中避難者等対策事業）
【市独自】〈26,534千円〉 ・ 避難所の3密回避のための環境整備として、避難生活が長期化した場合の車中避難者・テント避難者への支援に必要な防災資機材等を整備(非常用屋外電源の設置・簡易トイレの購入)
- 地域文化活動支援
- ◎ オンラインイベント実施事業（成人式） 【市独自】
〈352千円〉 ・ R4.1開催予定の成人式をオンラインで動画配信

伊勢原市・新型コロナウイルス感染症対応 追加対策（第6弾）

～令和3年12月定例会 補正予算による対応分～

◆ 「緊急事態宣言」の解除後も、新型コロナウイルス感染症による市民生活や地域経済への影響が依然として厳しい状況にあることから、感染拡大の可能性に備えた感染拡大防止に万全を期すとともに、感染症の影響により厳しい状況にある方々を支援するために、**追加で対応すべき感染対策・支援策や新しい生活様式を踏まえた環境整備等**を実施する。

◎ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（地方単独事業分）を財源として市独自で取り組む事業；29,346千円

● 国庫補助事業を活用して取り組む事業；2,893,749千円

新型コロナウイルス ワクチンの円滑な接種

→ 〈576,370千円〉 [国10/10] ・追加接種（3回目接種）に伴う経費等の追加

命と健康を守る ～感染拡大防止対策～

➤ **学校の感染症対策、発熱外来の設置支援**

- 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業 [国補助1/2] 〈2,450千円〉 ・小中学校における感染症予防用物品等の購入
- ◎ **新型コロナウイルス感染症対策医療機関支援事業** 【市独自】 〈20,000千円〉
・感染拡大時に備え、発熱外来等に対応できる医療機関を支援（年末年始～令和4年3月まで）

暮らしを支える ～市民生活への支援～

➤ **子育て世帯への支援、コロナ禍で生活にお困りの方への支援**

- 子育て世帯への臨時特別給付金 [国補助10/10] 〈1,373,600千円〉 ・高校生等までの子どもがいる世帯に10万円/子どもを給付
- 住宅確保給付金 [国補助3/4] 〈7,936千円〉 ・申請者の増等に伴う追加
- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 [国補助10/10] 〈885,543千円〉 ・10万円/住民税非課税世帯等を給付
- **新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金** [国補助10/10] 〈47,850千円〉
・総合支援資金（生活支援費）特例貸付の再貸付が終了した世帯等への支援（申請期間の延長等に伴う追加）

危機に強いまちを創る

～新しい生活様式を踏まえた
感染機会の削減～

➤ **キャッシュレス決済の推進による接触機会の削減**

- ◎ **証明書発行手数料キャッシュレス化推進事業** 【市独自】 〈9,346千円〉 ・証明書等発行手数料レジのキャッシュレス化

伊勢原市・新型コロナウイルス感染症対応 緊急追加対策（第7弾）

～令和4年3月補正予算及び令和4年度当初予算案による対応分～

◆ 第6波による感染の急拡大や「まん延防止等重点措置区域」への指定等により、市民生活や地域経済への影響が今後も長期化するおそれがあることから、追加で対応すべき感染対策や新しい生活様式を踏まえた環境整備等を実施する。

◎ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（地方単独事業分）を財源として市独自で取り組む事業；61,051千円（うち、令和3年度補正予算分；25,004千円、令和4年度当初予算案分；36,047千円）

命と健康を守る ～感染拡大防止対策～

➤ 公共の場・小中学校等での感染リスクの軽減、感染拡大時の医療確保

◎ 公共施設における感染防止対策のための設備整備等 【市独自】 〈2,783千円；R4初〉

- ・市庁舎内にモニタリング用CO2センサーを設置〈905千円〉
- ・つどいの広場に空気清浄機を設置〈416千円〉
- ・図書館の感染対策〈179千円〉
- ・環境美化センター・資源リサイクルセンター内トイレの手洗い場の自動水栓化〈859千円〉
- ・市立武道館（柔道場）の換気窓の修繕〈424千円〉

◎ 小・中学校施設消毒作業 【市独自】 〈9,446千円；R4初〉

- ・業務委託により小・中学校の校舎等を1日1回定期消毒

● 学校等における感染症対策等支援事業 [国補1/2] 〈21,600千円；R3補〉

- ・小中学校における感染症予防用物品等の購入

◎ 新型コロナウイルス感染症対策医療機関支援事業 【市独自】 〈22,006千円；R3補〉

- ・休日夜間診療所等への補助

暮らしを支える ～市民生活への支援～

➤ コロナ禍で生活にお困りの方への支援

● 住宅確保給付金 [国補3/4] 〈14,724千円；R4初〉 ● 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 [国補10/10] 〈3,000千円；R4初〉

● 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る事務経費の追加 [国補10/10] 〈10,200千円；R3補〉

危機に強いまちを創る ～新しい生活様式を踏まえた感染機会の削減～

➤ 行政のICT化・接触機会の削減

◎ LINE公式アカウント機能拡張サービス導入事業 【市独自】 〈2,277千円；R4初〉

- ・LINEによる情報発信・窓口予約機能の導入

◎ サーバー型RPAツール導入事業 【市独自】 〈4,067千円；R4初〉

- ・RPAの利用促進

◎ いせはら電子図書館整備事業等 【市独自】 〈2,998千円；R3補、2,910千円；R4初〉

- ・電子書籍の追加購入、逐次刊行物の電子化、来館が困難な心身障害者への無償郵送貸出サービス

◎ 窓口接触軽減化推進事業（証明書発行機導入業務） 【市独自】 〈10,824千円；R4初〉

- ・マイナンバーカードを活用した証明書発行機の導入

◎ 開票所密集対策事業 【市独自】 〈3,740千円；R4初〉

- ・投票用紙分類機の導入

新型コロナウイルス
ワクチンの
円滑な接種

〈561,824千円；R4初〉
[国補10/10]

・追加接種（3回目接種）
に伴う経費等の追加

令和3年度における 新型コロナウイルス感染症 緊急対策の取組事業について

- ※ 令和3年度に実施する(予定を含む)伊勢原市・新型コロナウイルス感染症緊急対策の取組事業について、4つの柱ごとに、分類整理
- ※ **【市独自・☆】**は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(第3次地方単独事業分)を活用して市独自に取り組む事業
- ※ 参考として、関連する国・県等の取組事業も掲載
(掲載情報は、令和4年3月7日現在のものであり、今後、内容等に変更もありえる。)

1. 命と健康を守る ～感染拡大防止対策～

①

令和3年度

相談窓口・情報発信・感染予防策の普及啓発等

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 予算措置 | 担当課等 |
|-------------------------|------------------------|--|-------------------|------------------|--------|
| 新型コロナ対応コールセンター | 市民向け | ・新型コロナウイルスワクチン接種に関する相談・予約等の問合せ用コールセンターを開設(予約受付：年末年始を除く) | R2. 4月～ | — | 健康づくり課 |
| 市HP等による広報 | 市民向け | ・HP・広報紙・くらし安心メール等により本市の対策や感染症予防、ワクチン接種に関する情報を発信 ・R3. 2/12から「ワクチン接種に関するお知らせ」ページを開設 | R2. 1月～ | — | 健康づくり課 |
| 感染症拡大防止啓発事業【市独自・R2実施事業】 | 市民向け 市内在住・在勤・在学の方向け | ・今後の感染拡大防止に備え、社会経済活動の再開・維持と両立した基本的な感染予防対策の徹底を図るとともに、市内在住・在勤・在学の誰もが感染予防対策に取り組むことができるよう、動画配信やポスター・チラシ掲出による普及啓発を実施 ・啓発動画「お願い」：R3. 3/3～R4. 1. 4 YouTube市公式チャンネル等で配信 ・ポスター・チラシ：R3. 3/9～12/28 配架終了 | R3. 3月～ R4. 1月 | ※ R2. 10月補正により対応 | 広報戦略課 |

感染予防・拡大防止対策

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 予算措置 | 担当課等 |
|-------------------------------|-------------------|---|---------------------|---|-------------|
| 除菌水(次亜塩素酸水)の無償配布【市独自】 | 希望される市民・事業者の方々 | ・除菌液生成器(次亜塩素酸水生成器)を設置し、除菌効果が期待できる次亜塩素酸水(除菌水)を希望される市民・事業者の方々に無償で配布 ・R2. 6. 12以降も各地区公民館で希望者に無償で1人500mlを継続配布 | R2. 4月～ | | 危機管理課 |
| 感染症予防対策用の備品などの整備【市独自・☆R3拡充事業】 | 医療機関や高齢者施設、公共施設など | ・医療機関や高齢者施設・公共施設等において感染拡大防止に必要な消毒用物品等の整備等 ・市庁舎、図書館・子ども科学館、公民館等における対面窓口用のアクリルパーテーションの設置 〈参考・R2実施済事業〉 非接触式体温計・消毒剤・サージカルマスク等の購入、感染防止対策のための次亜塩素酸水生成機器の整備等 | R3. 6月～ R4. 3月 | 7,040千円 [R3. 6月補正] ・ 7,074千円 [R3. 9月補正] | 健康づくり課 他 |
| 感染防止対策用アクリル板等の無償貸出【県】 | 飲食店でアクリル板等を設置したい | ・県内飲食店向けに、アクリル板・サーキュレーター・CO ₂ 濃度測定器を、緊急的に無償で貸し出し(6週間後に市場価格の約1/4で買い取りが可能) | R2. 11月～ R3. 11月 | — | (神奈川県) |

1. 命と健康を守る ～感染拡大防止対策～ ②

令和3年度

公共の場での感染リスクの軽減① ～手洗い励行・非接触・3密対策

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 予算措置 | 担当課等 |
|---|---------------------------------|---|--------------------|---------------------------|-----------------------------|
| トイレ自動ドア化による接触感染防止対策事業 【市独自・☆ R3新規事業】 | シティプラザを利用する方 | ・特に休日夜間急患診療所等を施設内に有するシティプラザについて、不特定多数の利用者が触れるトイレの入口を非接触型の自動ドアに変更 | R3. 9月～ R4. 3月 | 9,500千円 [R3. 6月 補正] | 福祉 総務課 |
| スポーツ施設等トイレ手洗い自動水栓化事業 【市独自・☆ R3拡充事業】 | スポーツ施設等を利用する方 | ・不特定多数の方が使用するトイレ手洗い場の衛生対策として、レバーやハンドルを触ることなく水を出し止めできる自動水栓を導入 ・対象施設；スポーツ施設(伊勢原球場・武道館・行政センター体育館)、コミュニティセンター3館 〈参考・R2実施済事業〉市庁舎、市民文化会館、シティプラザ、体育施設、公民館、図書館・子ども科学館 | R3. 7月 ～11月 | 5,096千円 [R3. 6月 補正] | スポーツ 課 ・ 市民 協働課 |
| 消防庁舎及びコミュニティ防災センターのトイレ等手洗い場自動水栓化事業 【市独自・☆ R3拡充事業】 | 消防職員及び来庁者 コミュニティ防災センターを利用する方 | ・不特定多数の方が使用するトイレ手洗い場の衛生対策として、レバーやハンドルを触ることなく水を出し止めできる自動水栓を導入 ・対象施設；消防本部・本署、南分署・コミュニティ防災センター、西分署 | R3. 10月 ～R4. 3月 | 1,825千円 [R3. 9月 補正] | 消防 総務課 |
| 市総合体育館男子更衣室の換気窓設置事業 【市独自・☆ R3新規事業】 | 市総合体育館を利用する方 | ・換気環境を改善し密閉状態を解消するため、市総合体育館の男子更衣室に換気窓を設置 | R3. 8月 | 692千円 [R3. 6月 補正] | スポーツ 課 |
| 市庁舎に二酸化炭素濃度測定器を設置 | 市庁舎への来訪者 | ・更なる感染予防対策としてモニタリングすることで効果的な換気ができるよう、本庁舎1階に二酸化炭素濃度測定器を設置 | R3. 4月～ | | 管財契約 検査課 |
| 市庁舎の窓口カウンター等に抗ウイルス・抗菌コーティングを実施 | 来庁者 | ・本庁舎と分室内の不特定多数の人が触れる箇所(窓口用のイスやトイレの扉、階段の手すりなど)に抗ウイルス・抗菌コーティングを施工 | R3. 9月～ | | 管財契約 検査課 |

1. 命と健康を守る ～感染拡大防止対策～

③

令和3年度

公共の場での感染リスクの軽減② ～手洗い励行・非接触・3密対策

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 予算措置 | 担当課等 |
|---|---------------|---|-----------------|--------------------------|-----------|
| バス・タクシー車両 感染拡大防止 支援事業 【市独自・☆ R3拡充事業】 | 市内のバス・タクシー事業者 | ・地域公共交通における感染機会の低減を図るため、市内のバス・タクシー事業者に対し 車内消毒等の費用 を支援 ・補助金上限額；バス6万円/台・タクシー1万円/台 〈参考・R2実施済事業〉 バス2万円/台・タクシー1万円/台 | R3.7月～ R4.3月 | 6,300千円 [R3.6月 補正] | 都市 政策課 |
| 地域公共交通事業者 感染症対策支援事業 [県] | バス・タクシー事業者 | ・感染拡大防止対策を強化している一般乗合バス事業者やタクシー事業者に対し、 消毒液の購入 などに要する経費を支援 ・支援額；バス8万円/台・タクシー2万円/台 | R3.7月～ R4.3月 | — | (神奈川県) |

〈参考・その他のR2実施済事業〉

- 図書館の感染症対策（本の消毒機・利用者用非接触型バーコードリーダーを設置）
- 公園の手洗い場整備事業（砂場がある公園・面積が500㎡以上ある公園に手洗い場を整備し（18か所）、手洗い習慣の定着とともに親子で安心して遊ぶことができる公園づくりを進める）
- 市役所窓口密集対策事業（市役所総合窓口等における待合室の密集化を緩和するため、リアルタイムでの混雑情報表示及びスマートフォン等を活用した呼出し型情報提供機能付き番号呼出システム（発券機）をR3.3月から導入）

PCR等検査の無料化事業

| 事業名 | 対象者 | 実施時期 | 担当課等 |
|--|---|----------------------------|--------|
| ワクチン・検査パッケージ 等定着促進事業 [県] | ・基礎疾患、副反応の懸念など健康上の理由によりワクチン接種を受けられない人 ・12歳未満の人 | R3.12/20(月)～ R4.3/31(木) | (神奈川県) |
| 感染拡大傾向時の一般検査 事業 [県] | 県内在住で、感染不安を感じる方（無症状者） | R3.12/28(火)～ R4.3/31(木) | (神奈川県) |

1. 命と健康を守る ～感染拡大防止対策～

④

令和3年度

学校・保育所等の感染症対策 ～安心・安全な学校生活環境等の確保

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 予算措置 | 担当課等 |
|--|---|--|--------------------------------|--|------------|
| 感染症対策等の 学校教育活動継続 支援事業 [国補助] | 市立小・中学校 | <ul style="list-style-type: none"> 小・中学校における感染症対策への支援（感染症対策用物品の追加購入や教室等の消毒作業外注経費等） 上限額；90～180万円/校 | R3. 4月～ R5. 3月 | 19,600千円 [令和2年度 R3. 3月補正] 2,450千円 [R3. 12月 補正] 21,600千円 [R4. 3月補正] ※国1/2 | 学校 教育課 |
| 市立小・中学校 施設消毒事業 【市独自・☆ R3拡充事業】 | 市立小・中学校 | <ul style="list-style-type: none"> 小・中学校の感染症対策として、校舎等の消毒作業を委託により定期的 に実施 <p>〈参考・R2実施済事業〉伊勢原市シルバー人材センターへ委託し、校内共有部分の消毒作業をR2.10/5から登校日毎に実施</p> | R3. 7月～ R4. 3月 | 6,500千円 [R3. 6月 補正] | 学校 教育課 |
| 教育・保育施設等 における感染防止 対策費用の補助 [国補助] | 教育・保育施設等 (保育園・認定こ ども園等) | <ul style="list-style-type: none"> 公立保育所・児童コミュニティクラブの感染防止対策、私立保育所・幼 連携型認定こども園・小規模保育施設・民間放課後児童クラブにおける感 染防止対策費用の補助 | R3. 6月～ R4. 3月 | 13,900千円 [R3. 6月 補正] ※国1/2又は 国1/3・県1/3 | 子ども 育成課 |
| 登園自粛要請に伴う 保育料の日割り [国補助] | 教育・保育施設等 (保育園・認定こ ども園等)利用者 | <ul style="list-style-type: none"> 市の要請により家庭での保育に協力いただいた場合に、保育料（利用者 負担額）を日割り計算により減額 | R3. 8月～ R3. 9月・ R4. 2～3月 | | 子ども 育成課 |
| 利用自粛要請に伴う 育成負担金の減額 [国補助] | 児童コミュニテ ィクラブ利用者 | <ul style="list-style-type: none"> 市の要請により利用の自粛に協力いただいた場合に、育成負担金を減額 減額割合：当該月の入所日数の1/2以上の利用自粛→半額 当該月の全日利用を自粛（1日も利用していない）→全額 | R3. 8月～ R3. 9月・ R4. 2～3月 | | 子ども 育成課 |
| 抗原検査キットの 園児・児童等への配 布 [県] | ワクチン接種の対 象年齢となってい ない園児や児童等 のいる家庭 | <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスワクチン接種の対象年齢となっていない園児や児童 等における感染拡大を防止するため、保育園・幼稚園・小学校などに通 う子どものいるすべての家庭に自宅でできる抗原検査キットを配布 配布数；2キット/人 ※R3. 9月初旬以降、学校等を通じて順次配布予定 | R3. 9月～ | — | (神奈川 県) |

1. 命と健康を守る ～感染拡大防止対策～

⑤

令和3年度

感染拡大時の消防・救急体制の確保

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 予算措置 | 担当課等 |
|---|------|---|--------------------|---------------------------|-----------|
| 新型コロナウイルス感染症に対応した救急搬送資機材の整備 【市独自・☆ R3拡充事業】 | 救急隊員 | <ul style="list-style-type: none"> 傷病者の救急搬送に携わる救急隊員への感染拡大防止のため、救急活動用フェイスシールド付きヘルメット(シールド内蔵型保安帽)を整備(新型コロナウイルス感染症(疑いを含む)傷病者の救急活動時に防曇化された「シールド内蔵型保安帽」を着用することで、感染防止対策を図りながら視界を確保した上で、気管挿管・静脈路確保・薬剤投与などの救命処置を的確に行うことが可能) 〈参考・R2実施済事業〉 アイソレーター(感染者搬送時の組立式カプセル)・除菌機能搭載高温洗濯機・オゾン発生装置・感染防止着 等 | R3. 9月 | 493千円 [R3. 6月 補正] | 消防 総務課 |
| コロナ禍における消防活動安全装備品整備事業 【市独自・☆ R3拡充事業】 | 消防隊員 | <ul style="list-style-type: none"> 消防活動時における感染防止のため、空気呼吸器用面体について個人貸与分の個数を整備 | R3. 10月 ～R4. 3月 | 2,266千円 [R3. 9月 補正] | 消防 総務課 |

救急搬送時の医師による相談

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 予算措置 | 担当課等 |
|---|---|--|--------|--------------------|------------------------------|
| 救急搬送時の医師による相談業務 【市独自・☆ R3新規事業】 | 消防救急隊による救急搬送時に受入病院が決まらない状況で医療機関への搬送ができず、自宅療養を継続することとなった新型コロナウイルス感染者 | <ul style="list-style-type: none"> 感染者の不安な気持ちを解消できるよう、救急隊員の仲介により、伊勢原市医師会の医師と感染者との相談体制を整え、電話による相談等を実施(24時間対応) | R3. 9月 | 6,600千円 [R3予備費] | 警防 救急課 ・ 健康 づくり課 |

感染拡大の可能性に備えた医療提供体制の確保

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 予算措置 | 担当課等 |
|--|--------|--|--------------------|-----------------------------|------------|
| 新型コロナウイルス感染症対策医療機関支援事業 【市独自・☆ R3新規事業】 | 発熱された方 | <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの感染拡大と季節性インフルエンザの流行の可能性を踏まえ、伊勢原市休日夜間急患診療所(伊勢原シティプラザ内)に発熱外来を設置 開設期間；R3. 12/29(水)～R4. 3/31(木) | R3. 12月 ～R4. 3月 | 20,000千円 [R3. 12月 補正] | 健康 づくり課 |

2. 暮らしを支える ～市民生活への支援～

①

令和3年度

生活関連の給付・支援等 (1)

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 予算措置 | 担当課等 |
|---------------------------------|--|---|---|---|-------|
| 住居確保給付金 [国補助] | 休業等による収入減で家賃の支払いに困っている方 | <ul style="list-style-type: none"> ・休業等により収入が減少し、住居を失うおそれが生じている方に、原則3か月・最長9か月の間、家賃相当額(上限あり)を支援 ※ R2年度中に新規申請して受給を開始した方に限り、R3. 1. 1以降は最長で12か月まで延長することが可能 ※ 住居確保給付金の支給が終了した方についても、R4. 6月末までの再申請により3か月に限り再支給が可能 | 随時 | 12,863千円 [R3当初] 7,936千円 [R3. 12月補正] ※国3/4 | 生活福祉課 |
| 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 [国補助] | 収入減で生活が苦しく、緊急小口資金・総合支援資金(生活支援費)の特例貸付を利用できない世帯等への支援 ^(※1) | <ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件^(※2)を満たす場合に、3か月間で、単身世帯18万円(6万円/月)、2人世帯24万円(8万円/月)、3人以上世帯30万円(10万円/月)を支給 ・初回支給に加えて、3か月間の再支給も可能(再支給の新設) ※1 総合支援資金(生活支援費)特例貸付の再貸付を終了した世帯、又は再貸付について不承認とされた世帯(R4. 1月以降は、緊急小口資金及び総合支援資金(初回)を借り終えた、またはR4. 6月までに借り終わる一定の世帯も対象(対象世帯の追加)) ※2 収入：①市町村住民税均等割非課税額の1/12+②住宅扶助基準額 資産：預貯金及び所持金が①の6倍以下(ただし100万円以下)等 | 申請期間 R3. 7/1～ R4. 6/30 | 30,160千円 [R3. 6月補正] 47,850千円 [R3. 12月補正] ※国10/10 | 生活福祉課 |
| 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 [国補助] | 住民税非課税世帯・家計急変世帯 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、10万円/世帯を給付 ・対象者； ① 基準日(R3. 12/10)において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く) ② 上記①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、同様の事情にあると認められる世帯 | R4. 2月 給付開始 予定 | 885,543千円 [R3. 12月補正] 10,200千円 [R4. 3月補正] ※国10/10 | 福祉総務課 |
| 市国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金 | 感染(疑い含む)により就労できない方 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染(疑い含む)により就労できず無給(減給)となった加入者に傷病手当金を支給 ・R4. 6月末まで、適用期間(R2. 1/1～R4. 6/30)に対し給付を行う | 国保； R2. 3月～ R4. 6月 ・ 後期高齢； R2. 6月～ R4. 6月 | | 保険年金課 |

2. 暮らしを支える ～市民生活への支援～ ②

令和3年度

生活関連の給付・支援等 (2)

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 予算措置 | 担当課等 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|--|---------------------------|------|-----------|
| 新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金 〔国制度〕 | 事業主に休業させられ、休業手当の支払いが受けられなかった中小企業の労働者 | <ul style="list-style-type: none"> ・休業を余儀なくされ、休業手当を受けることができなかった労働者の方（大企業のシフト制労働者等を含む）に、休業前の賃金相当額の8割を、休業実績に応じて休業支援金として支給（パート・アルバイトも対象） ※ 休業した期間がR3. 1月～4月の場合；上限額11,000円/日、申請期限 R3. 7/31(土) ※ 休業した期間がR3. 5月～12月の場合；原則的な措置・上限額9,900円/日、申請期限 R4. 3/31(木) ※ 休業した期間がR4. 1月～3月の場合；支給額8,265円/日、申請期限 R4. 6/30(木) ※ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う地域特例の場合；R3. 5月～R4. 6月(予定)の期間において、上限額11,000円/日 | 申請期間 R2. 7月～ R4. 6月 | — | (厚生労働省) |
| 労災保険の 休業補償 | 業務や通勤などで感染し発症した方 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務又は通勤に起因して新型コロナウイルスを発症したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象 ・平均賃金の8割を補償 | 随時 | — | (労働基準監督署) |
| 求職者支援訓練 職業訓練受講給付金 〔国制度〕 | 雇用保険を受給できない求職者の方 | <ul style="list-style-type: none"> ・無料で職業訓練を受講しながら、要件を満たせば月額10万円の職業訓練受講給付金を受給できる ・新型コロナに伴う特例措置(受給できる収入要件の緩和等)の期限は、R4. 3月末まで | 随時 | — | (ハローワーク) |
| 高等職業訓練促進 給付金 〔国制度〕 | 安定した仕事を得たいひとり親世帯の方々に | <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんが、資格取得のため、6か月以上、養成機関での訓練期間中に、月額10万円(市町村民税課税世帯は月額70,500円)、最長4年分支給 ・最短6か月のデジタル分野等の民間資格等も対象に(※令和3年度限り実施している対象拡大の特例は令和4年度も継続予定) | 随時 | — | 子育て支援課 |

2. 暮らしを支える ～市民生活への支援～

③

令和3年度

自宅療養者に対する生活支援

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 予算措置 | 担当課等 |
|--------------------|--|--|----------------|------|-------|
| 自宅療養者に対する生活支援【市独自】 | 新型コロナウイルス感染症による自宅療養者及び濃厚接触者で、近隣に生活を支援できる親族等がない方等 | <ul style="list-style-type: none"> 神奈川県が実施する配食サービスが開始されるまでの間(概ね3日間程度)、基本的な生活を維持するために必要な食料品・衛生用品等の配付、ごみの収集を支援する。 開始日；R3.5/12(水)～ ※感染状況が落ち着くまでの当面の間 食料品(米・飲料水他)・衛生用品(消毒液他)等の配布；療養開始時(1回) ※ 県の配食サービスが開始されるまでの概ね3日間程度の食料品等を配付 ごみの戸別収集；療養終了までの間(週1回程度) | R3.5/12～(当面の間) | | 危機管理課 |

救急搬送時の医師による相談

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 予算措置 | 担当課等 |
|--------------------------------------|---|--|-------|-----------------|------------------|
| 救急搬送時の医師による相談業務【市独自・☆ R3新規事業】 ※再掲 | 消防救急隊による救急搬送時に受入病院が決まらない状況で医療機関への搬送ができず、自宅療養を継続することとなった新型コロナウイルス感染者 | <ul style="list-style-type: none"> 感染者の不安な気持ちを解消できるよう、救急隊員の仲介により、伊勢原市医師会の医師と感染者との相談体制を整え、電話による相談等を実施(24時間対応) | R3.9月 | 6,600千円 [R3予備費] | 警防救急課 ・健康づくり課 |

新型コロナ禍における健康の維持

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 予算措置 | 担当課等 |
|---------------------------|-----------------|---|--------------|----------------|--------|
| 郵送型在宅健診実施事業【市独自・☆ R3拡充事業】 | 39歳市民のうちの健診未受診者 | <ul style="list-style-type: none"> 39歳の市民のうち39歳以下健診未受診者を対象に、コロナ禍の影響による健診未受診者対策として、自宅で健康確認ができる郵送型血液検査キットを活用して保健指導を実施 〈参考・R2実施済事業〉 国保被保険者のうち特定健診を3年間未受診の40～60歳及び39歳の市民を対象に、「スマホd e ドック」を実施 | R3.11月～R4.3月 | 2,188千円 [R3当初] | 健康づくり課 |

2.暮らしを支える～市民生活への支援～

④

令和3年度

子育て・教育関連の給付・支援等

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 予算措置 | 担当課等 |
|---|--|---|--------------------|--|---------|
| 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） 〔国補助〕 | 低所得の子育て世帯の方々に（ひとり親世帯） | ・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、 児童扶養手当受給者等のひとり親世帯 に対して、一律 5万円/児童 を給付 ・対象；児童扶養手当受給者・公的年金給付等受給者・家計急変者（約600世帯） | R3. 5月～ R4. 2月 | 57,967千円 〔令和3年度 R3. 3月補正〕 ※国10/10 | 子育て支援課 |
| 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分） 〔国補助〕 | 低所得の子育て世帯の方々に（ひとり親世帯以外） | ・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、 低所得の子育て世帯（ひとり親世帯以外） に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、一律 5万円/児童 を給付 | R3. 7月～ R4. 2月 | 51,377千円 〔R3. 6月補正〕 ※国10/10 | 子育て支援課 |
| 子育て世帯への臨時特別給付金 〔国補助〕 | 高校生までの子どもがいる世帯（H15. 4/2～R4. 3/31の間に出生した児童） | ・0歳から高校3年生までの子どもを養育している方（※1）に対して、子ども1人あたり 10万円 （※2）を給付（※3） ※1 養育者の所得が児童手当（本則給付）の所得制限限度額未満の方 ※2 先行給付金：5万円、追加給付金：5万円 ※3 支給基準日より後の離婚等により支給対象となっていない現養育者に対しても 支援給付金 を支給（申請期限R4. 4月） | R3. 12月～ R4. 2月 | 1,373,600千円 〔R3. 12月補正〕 ※国10/10 | 子育て支援課 |
| 小・中学校の修学旅行のキャンセル料等支援事業【市独自・☆ R3拡充事業】 | 小学校6年生児童保護者 中学校3年生生徒保護者 | ・コロナ禍での保護者の負担軽減のため、 令和3年度に実施予定の小・中学校の修学旅行が中止・延期となった場合のキャンセル料等 を補助 〈参考・R2実施済事業〉 小・中学校の修学旅行の変更等に係る費用について対応 | R3. 6月～ R4. 3月 | 7,540千円 〔R3. 6月補正〕 | 学校教育課 |
| オンライン子育て講座事業【市独自・☆ R3拡充事業】 | 未就学児を子育て中の方 | ・子育ておしゃべり会、ワークショップをオンラインにより実施 〈参考・R2実施済事業〉 コロナ禍における新たな相談ツールとして、非接触型のオンライン相談を導入（オンライン子育ておしゃべり会等） | R3. 7月～ R4. 3月 | 156千円 〔R3. 6月補正〕 | 子育て支援課 |
| ファミリー・サポート・センター事業利用助成金〔国補助〕 | ファミリー・サポート・センター利用者 | ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育施設等の臨時休業により、子どもの預かりが必要となり、市ファミリー・サポート・センターを利用した方に対し助成（上限800円/時間、上限6,400円/日） | R2. 4月～ | 〔既定予算対応〕 | 子育て支援課 |
| 学生等の学びを継続するための緊急給付金〔国制度〕 | 新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある大学生等 | ・新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある学生等の学びを継続するための支援として、高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金・授業料等免除）の利用者又は一定の要件をもとに大学等が総合的に判断の上、推薦する者に対して、一律 10万円 を給付 | R3. 12月～ | — | （文部科学省） |

2.暮らしを支える～市民生活への支援～

⑤

令和3年度

生活資金の貸付等

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 担当課等 |
|----------------------------------|---|---|-----------------|-----------|
| 生活福祉資金 (緊急小口資金)の特例貸付〔社協〕 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた休業・失業等による収入減で生活資金に不安がある方 | <ul style="list-style-type: none"> 収入減で生活が苦しく一時的な資金が必要な方（主に休業された方等向け）に、最大20万円以内（無利子貸付・保証人不要） 新規貸付はR4.6月末まで申請受付中 R4.12月末以前に返済時期が到来する予定の貸付について、返済開始時期をR5.1月に延長（※総合支援資金も同様の扱い） R4.4月以降の特例貸付申請分の返済開始時期はR6.1月 | R2.3月～ R4.6月 | 〔社会福祉協議会〕 |
| 生活福祉資金 (総合支援資金)の特例貸付〔社協〕 | | <ul style="list-style-type: none"> 収入減で生活が苦しく生活の立て直しが必要な方（主に失業された方等向け）に、{単身世帯:15万円以内/月・複数世帯:20万円以内/月} × 3か月（無利子貸付・保証人不要） 新規貸付はR4.6月末まで、再貸付はR3.12月末まで、それぞれ申請受付中 | R2.3月～ R4.6月 | |
| 償還免除付ひとり親 家庭住宅支援資金 貸付〔国制度〕 | 就労を通じた自立に向けて取り組むひとり親世帯の方 | <ul style="list-style-type: none"> 月額上限4万円×12か月分の住宅賃借資金の無利子貸付 原則として、安定的な就労につながった場合（1年間継続して就労した場合は）、貸付金の償還を免除 | (R3.2月制度創設) | (神奈川県) |

納税などの猶予等

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 担当課等 |
|---------------|--|--|---|------------------|
| 納税猶予 | 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により、市税を一時に納付することができない方 | <ul style="list-style-type: none"> 申請により、1年以内の期間に限り市税の納付を猶予する制度（徴収の猶予・換価の猶予） → 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除される 徴収の猶予；収支の状況に応じて、猶予期間内に計画的に納付することができる 換価の猶予；財産の差押えや換価（売却）が猶予される | 随時 | 収納課 |
| 国民健康保険税の減免 | 収入減で保険料が払えない方 | <ul style="list-style-type: none"> 収入減で保険税（料）が払えない方について、休業や廃業等により収入が減少（前年比▲30%以上）し一定の要件を満たす場合、保険税（料）を減免 R2.2/1～R5.3/31までの納期限の保険税（料）に対して減免を実施 | R2.5月～ R5.3月 | 保険年金課 |
| 後期高齢者医療保険料の減免 | | | R2.7月～ R5.3月 | |
| 介護保険料の減免 | | | R2.5月～ R5.3月 | 介護高齢課 |
| 国民年金保険料の免除 | | | <ul style="list-style-type: none"> 休業や廃業などにより収入が減少した方の保険料を免除又は納付猶予 対象期間；R2.2月分～R4.6月分（R3年度免除・納付猶予申請の受付開始日はR3.7/1～） | R2.5月～ R4.6月 |
| 上下水道料金の猶予 | 水道料金等の支払いが困難な方 | 上下水道料金の支払いが困難になった方を対象に支払いの猶予が受けられる | R2.5月～ | (神奈川県) 下水道経営課 |

3. 地域経済を立て直す ～雇用の維持と事業の継続～

①

令和3年度

中小企業などの相談窓口

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 担当課等 |
|-------------------------|---------------------------|---|---------|--------|
| 金融相談窓口 〔市独自〕 | 経営や資金繰り等でお悩みの中小企業者・小規模事業者 | ・セーフティネット保証・危機関連保証の認定や制度融資等の相談、資金繰りや給付金の諸制度等の周知・手続き案内 | R2. 4月～ | 商工観光課 |
| 経営相談窓口 〔市商工会〕 | | ・経営や資金繰り等に関する個別相談 | R2. 4月～ | 〔市商工会〕 |

貸付・融資等による資金繰り支援

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 担当課等 |
|--------------------------------|--|---|-------------|--------------------|
| 実質無利子・無担保融資 〔国制度〕 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した中小企業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・3年間実質無利子、最長5年間元本据置 ・実質無利子等となる上限額を引き上げ 日本政策金融公庫(国民生活事業)；4千万円 → 6千万円、 日本政策金融公庫(中小企業事業)・商工中金；2億円 → 3億円 ・直近2週間でも売上減少要件を判断可能に ・申請期限は、令和4年6月末まで | 申請期間～R4. 6月 | (日本政策金融公庫・政府系金融機関) |
| セーフティネット保証の認定 | 各種保証制度の売上減少率等の要件を満たす、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者等 | ・セーフティネット保証(4号・5号)の利用が可能(一部拡充あり) | 随時 | 商工観光課 |
| 農林漁業セーフティネット資金 〔国制度〕 | 減収等により当面の資金繰りにお困りの農林漁業者 | ・特例による金融支援措置を実施(貸付当初5年間実質無利子化・実質無担保化・貸付限度額の引上げ・償還期限の延長) | 随時 | (日本政策金融公庫・JA) |

納税などの猶予等

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 担当課等 |
|---------------------|---|---|------|------|
| 納税猶予 (再掲) | 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少などにより、市税を一時に納付することができない方 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請により、1年以内の期間に限り地方税の納付を猶予する制度(徴収の猶予・換価の猶予) → 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除される ・徴収の猶予；収支の状況に応じて猶予期間内に計画的に納付することが可能 ・換価の猶予；財産の差押えや換価(売却)が猶予される | 随時 | 収納課 |

3. 地域経済を立て直す ～雇用の維持と事業の継続～

②

令和3年度

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 ①

※ 地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」等を活用

| | 第5弾 | 第6弾 | 第7弾 | | 第8弾 |
|-------------|---|--|---|--|---|
| 期間 | R3. 1/12(火)～2/7(日) 〔27日間〕 緊急事態宣言(再発令) | R3. 2/8(月)～3/7(日) 〔28日間〕 緊急事態宣言(延長) | R3. 3/8(月)～3/21(日) 〔14日間〕 緊急事態宣言(再延長) | R3. 3/22(月)～3/31(水) 〔10日間〕 緊急事態宣言解除後 | R3. 4/1(木)～4/19(月) 〔19日間〕 (リバウンド防止期間) |
| 地域 | 県内全域 | | | | |
| 対象店舗 | 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等 ※ いわゆる飲食店のほか、飲食店営業の許可を受けている遊興施設(バー・キャバレー等)も含む ※ 酒類の提供要件なし | | | | |
| | ※ 通常の営業時間が5時～20時の間の店舗は対象外 | | | ※ 通常の営業時間が5時～21時の間の店舗は対象外 | |
| 時短要請等の内容 | 5時～ 20時 の時短営業 (酒類の提供は11時～ 19時) | | | 5時～ 21時 の時短営業 (酒類の提供は11時～ 20時) | |
| 交付(支給)要件 | ・時短営業の案内を店先などに掲示 | ・時短営業の案内を店先などに掲示 ・感染防止対策取組書の掲示(第6弾から新規追加要件) | ・時短営業の案内を店先などに掲示 ・感染防止対策取組書の掲示 ・マスク飲食の推奨(第7弾から新規追加要件) | ・時短営業の案内を店先などに掲示 ・感染防止対策取組書の掲示 ・マスク飲食の推奨 | |
| 協力金の額(算定方法) | ● 最大 162万円/店舗 ・時短営業した日数 × 6万円 | ● 最大 168万円/店舗 ・時短営業した日数 × 6万円 | ● 最大 124万円/店舗 ● 緊急事態宣言解除後に要請対象とならない店舗は、最大 84万円/店舗 ● 最大 84万円/店舗 ・時短営業した日数 × 6万円 | ● 最大 40万円/店舗 ・時短営業した日数 × 4万円 | ● 最大 76万円/店舗 ・時短営業した日数 × 4万円 |
| 申請受付期間 | 2/8(月)～3/5(金) | 3/8(月)～4/9(金) | 4/1(木)～5/7(金) | | 4/22(木)～5/28(金) |

※ 第5弾から第8弾までの協力金について、再度の申請受付を実施(再申請受付期間; 7/28(水)～8/31(火)・郵送のみ)

3. 地域経済を立て直す ～雇用の維持と事業の継続～

③

令和3年度

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 ②

※ 地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」等を活用

| | 第9弾 | 第10弾・飲食店等 |
|-------------|--|--|
| 期間 | R3. 4/20(火)～4/27(火)〔8日間〕 R3. 4/28(水)～5/11(火)〔14日間〕 | R3. 5/12(水)～5/31(月)〔20日間〕 |
| 地域 | まん延防止等重点措置の対象外区域（伊勢原市は対象外区域） | まん延防止等重点措置区域（伊勢原市は5/12～措置区域に追加） |
| 対象店舗 | <p>食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等</p> <p>※ いわゆる飲食店のほか、飲食店営業の許可を受けている遊興施設（バー・キャバレー等）も含む</p> <p>※ 酒類の提供要件なし</p> <p>※ 通常の営業時間が5時～21時の間の店舗は対象外</p> | <p>食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等</p> <p>※ いわゆる飲食店のほか、飲食店営業の許可を受けている遊興施設（バー・キャバレー等）も含む</p> <p>※ 通常の営業時間が5時～20時の間の店舗は対象外</p> |
| 時短要請等の内容 | <p>5時～21時の時短営業 （酒類の提供は11時～20時）</p> <p>5時～21時の時短営業 （酒類の提供は11時～20時）</p> <p>※ 感染防止のため、酒類の提供本数や提供時間を制限するなど、店舗の実情に応じて、できる限りの協力を依頼</p> | <p>5時～20時の時短営業</p> <p>酒類の提供を終日停止（酒類の店内持込を含む）</p> <p>カラオケ設備の利用を終日停止（飲食を主たる業とする店舗に限る）</p> |
| 交付（支給）要件 | <ul style="list-style-type: none"> 時短営業の案内（酒類の提供時間等含む）を店先などに掲示 感染防止対策取組書の掲示 マスク飲食の推奨 | <ul style="list-style-type: none"> 時短営業の案内を店先などに掲示 感染防止対策取組書の掲示 マスク飲食の推奨 |
| 協力金の額（算定方法） | <p>〈中小企業〉売上高方式</p> <p>◆前(々)年の売上高/日 × 0.3 （1店舗当たり 下限2.5万円/日～上限7.5万円/日）</p> <p>〈大企業〉売上高減少額方式（中小企業も選択可）</p> <p>◆前(々)年の売上高減少額/日 × 0.4 （1店舗当たり上限20万円/日）</p> <p>※ 下限なし、上限は「20万円/日」又は「前(々)年の売上高×0.3」のいずれか低い方</p> | <p>〈中小企業〉売上高方式</p> <p>◆前(々)年の売上高/日 × 0.4 （1店舗当たり 下限4万円/日～上限10万円/日）</p> <p>〈大企業〉売上高減少額方式（中小企業も選択可）</p> <p>◆前(々)年の売上高減少額/日 × 0.4 （1店舗当たり上限20万円/日）</p> <p>※ 下限なし</p> |
| 申請受付期間 | 6/30(水)～8/27(金) ※下限額で不備のない申請は概ね3週間程度で交付する見込み | |

3. 地域経済を立て直す ～雇用の維持と事業の継続～

④

令和3年度

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 ③

※ 地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」等を活用

| | 第11弾・飲食店等 | 第12弾・飲食店等 |
|-------------|--|---|
| 期間 | R3. 6/1(火)～6/20(日) [20日間] まん延防止等重点措置実施期間の延長 | R3. 6/21(月)～7/11(日) [21日間] |
| 地域 | まん延防止等重点措置区域 (伊勢原市の措置区域の指定期間は5/12～6/20) | まん延防止等重点措置の対象外区域 |
| 対象店舗 | 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等 ※ いわゆる飲食店のほか、飲食店営業の許可を受けている遊興施設(バー・キャバレー等)も含む ※ 通常の営業時間が5時～20時の間の店舗は対象外 | 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等 ※ いわゆる飲食店のほか、飲食店営業の許可を受けている遊興施設(バー・キャバレー等)も含む ※ 通常の営業時間が5時～21時の間の店舗は対象外 |
| 時短要請等の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 5時～20時の時短営業 ➢ 酒類の提供を終日停止(酒類の店内持込を含む) ➢ カラオケ設備の利用を終日停止(飲食を主たる業とする店舗に限る) | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 5時～21時の時短営業 ➢ 酒類の提供は11時～20時 (滞在時間90分、4人以内/組) ➢ カラオケ設備の利用を終日停止(飲食を主たる業とする店舗に限る) |
| 交付(支給)要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・時短営業の案内を店先などに掲示 ・感染防止対策取組書の掲示 ・マスク飲食の推奨 | <ul style="list-style-type: none"> ・時短営業の案内を店先などに掲示 ・感染防止対策基本4項目(アクリル板等の設置・座席間隔の確保、手指消毒、マスク飲食の推奨、換気)を遵守し、感染防止対策取組書に明示して掲示 |
| 協力金の額(算定方法) | <p>〈中小企業〉売上高方式</p> <p>◆前(々)年の売上高/日 × 0.4 (1店舗当たり 下限3万円/日～上限10万円/日) ※ 最大1万円の特例的上乗せは5/31で終了</p> <p>〈大企業〉売上高減少額方式 (中小企業も選択可)</p> <p>◆前(々)年の売上高減少額/日 × 0.4 (1店舗当たり 上限20万円/日) ※ 下限なし、上限は20万円/日</p> | <p>〈中小企業〉売上高方式</p> <p>◆前(々)年の売上高/日 × 0.3 (1店舗当たり 下限2.5万円/日～上限7.5万円/日)</p> <p>〈大企業〉売上高減少額方式 (中小企業も選択可)</p> <p>◆前(々)年の売上高減少額/日 × 0.4 (1店舗当たり 上限20万円/日) ※ 下限なし、上限は「20万円/日」又は「前(々)年の売上高×0.3」のいずれか低い方</p> |
| 申請受付期間 | 7/21(水)～9/17(金) ※下限額で不備のない申請は8月上旬から交付開始予定 ※下限額で不備のない申請は概ね3週間程度で交付する見込み | 8/11(水)～10/15(金) ※下限額で不備のない申請は8月下旬から交付開始予定 ※下限額で不備のない申請は概ね3週間程度で交付する見込み |

3. 地域経済を立て直す ～雇用の維持と事業の継続～

⑤

令和3年度

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 ④

※ 地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」等を活用

第13弾・飲食店等

| | | | |
|-------------|---|---|--|
| 期間 | R3. 7/12(月)～7/21(水) [10日間] | R3. 7/22(木)～8/1(日) [11日間] | R3. 8/2(月)～8/31(火) [30日間] 緊急事態宣言 (再々発令) |
| 地域 | まん延防止等重点措置の対象外区域 | まん延防止等重点措置区域 | 緊急事態措置区域 (県内全域) |
| 対象店舗 | 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等 ※ いわゆる飲食店のほか、飲食店営業の許可を受けている遊興施設(バー・キャバレー等)も含む ※ 通常の営業時間が5時～20時(または21時)の間の店舗は対象外 | | |
| 時短要請等の内容 | ➢ 5時～ 21時 の時短営業 ➢ 酒類の提供は11時～ 20時 (滞在時間90分、4人以内/組、感染防止対策基本4項目(アクリル板等の設置・座席間隔の確保、手指消毒、マスク飲食の推奨、換気)を遵守し、感染防止対策取組書に明示して掲示) ➢ カラオケ設備提供の 終日停止 (飲食を主たる業とする店舗に限る) | ➢ 5時～ 20時 の時短営業 ➢ 酒類の提供は 終日一律停止 ➢ カラオケ設備提供の 終日停止 (飲食を主たる業とする店舗に限る) | ➢ 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等: 終日休業 (酒類及びカラオケ設備の提供を終日停止する場合は、5時～ 20時 の時短営業) ➢ 酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等; 5時～ 20時 の時短営業 |
| 交付(支給)要件 | ・時短営業の案内(酒類の提供時間等含む)を店先などに掲示 ・マスク飲食実施店認証書・感染防止対策取組書の掲示 ・マスク飲食の推奨 | | ・時短営業・休業の案内(酒類・カラオケ設備提供の終日停止を含む)を店先などに掲示 ・マスク飲食実施店認証書・感染防止対策取組書の掲示 ・マスク飲食の推奨 |
| 協力金の額(算定方法) | <中小企業>売上高方式 ◆前(々)年の売上高/日 × 0.3 (1店舗当たり 下限 2.5万円/日 ～上限 7.5万円/日) <大企業>売上高減少額方式 (中小企業も選択可) ◆前(々)年の売上高減少額/日 × 0.4 (1店舗当たり上限 20万円/日) ※ 下限なし、上限は「20万円/日」又は「前(々)年の売上高×0.3」のいずれか低い方 | <中小企業>売上高方式 ◆前(々)年の売上高/日 × 0.4 (1店舗当たり 下限 3万円/日 ～上限 10万円/日) <大企業>売上高減少額方式 (中小企業も選択可) ◆前(々)年の売上高減少額/日 × 0.4 (1店舗当たり上限 20万円/日) ※ 下限なし、上限は20万円/日 | <中小企業>売上高方式 ◆前(々)年の売上高/日 × 0.4 (1店舗当たり 下限 4万円/日 ～上限 10万円/日) <大企業>売上高減少額方式 (中小企業も選択可) ◆前(々)年の売上高減少額/日 × 0.4 (1店舗当たり上限 20万円/日) ※ 下限なし |
| 申請受付期間 | 9/3(金)～11/12(金) ※先行交付の申請受付期間は7/20(火)～8/13(金) ※下限額で不備のない申請については、9月中旬から交付開始予定(概ね3週間程度で交付する見込み) | | |

3. 地域経済を立て直す ～雇用の維持と事業の継続～

⑥

令和3年度

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 ⑤

※ 地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」等を活用

| | 第14弾・飲食店等 | 第15弾・飲食店等 | | |
|-------------|---|---|---|--|
| 期間 | R3. 9/1(水)～9/30(木)〔30日間〕 緊急事態宣言（延長・再延長） | R3. 10/1(金)～10/24(日)〔24日間〕 リバウンド(感染再拡大)防止措置期間 | | |
| 地域 | 緊急事態措置区域（県内全域） | 県内全域 | | |
| 対象店舗 | 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等 ※ いわゆる飲食店のほか、飲食店営業の許可を受けている遊興施設(バー・キャバレー等)も含む ※ 通常の営業時間が5時～20時の間の店舗は対象外 | 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等 | | |
| 時短要請等の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等：終日休業（酒類及びカラオケ設備の提供を終日停止する場合は、5時～20時の時短営業） ▶ 酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等；5時～20時の時短営業 | ◎ マスク飲食実施店(認証店) 営業時間；5時～21時 酒類提供時間；11時～20時 ※「マスク飲食実施店」の認証済であること | ○ マスク飲食実施店(申請中) 営業時間；5時～20時 酒類提供時間；11時～19時30分 ※「マスク飲食実施店」の認証を申請中であること | ● その他の店舗 営業時間；5時～20時 酒類の提供を 終日停止 |
| 交付(支給)要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 時短営業・休業の案内(酒類・カラオケ設備提供の終日停止を含む)を店先などに掲示 ・ マスク飲食実施店認証書・感染防止対策取組書の掲示 ・ マスク飲食の推奨 | ・ 感染防止対策取組書の提示 ・ マスク飲食の推奨 ・ 1組4人以内又は同居家族に限る ・ 飲食を主として業としている店舗において、 カラオケ設備の利用を終日停止 | | |
| 協力金の額(算定方法) | 〈中小企業〉売上高方式 ◆ 前(々)年の売上高/日 × 0.4 (1店舗当たり 下限 4万円/日 ～上限 10万円/日) 〈大企業〉売上高減少額方式(中小企業も選択可) ◆ 前(々)年の売上高減少額/日 × 0.4 (1店舗当たり上限 20万円/日) ※ 下限なし | 〈中小企業〉売上高方式 ◆ 前(々)年の売上高/日 × 0.3 (1店舗当たり 下限 2.5万円/日 ～上限 7.5万円/日) 〈大企業〉売上高減少額方式(中小企業も選択可) ◆ 前(々)年の売上高減少額/日 × 0.4 (1店舗当たり上限 20万円/日) ※ 下限なし、上限は「20万円/日」又は「前(々)年の売上高×0.3」のいずれか低い方 | | |
| 申請受付期間 | 10/1(金)～12/10(金) ※ 先行交付の申請受付期間は9/13(月)～9/17(金) | 10/25(月)～1/14(金) ※ 先行交付の申請受付期間は10/4(月)～10/11(月) (第5弾～11弾のいずれかの交付を受けている事業者を対象に先行交付を実施 1店舗あたり交付額：30万円(2.5万円×12日間)) | | |

3. 地域経済を立て直す ～雇用の維持と事業の継続～

7

令和3年度

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 ⑥

※ 地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」等を活用

| | | 第16弾・飲食店等 | | |
|---------------|--|--|--|---|
| 期間 | | R4. 1/21(金)～2/13(日)〔24日間〕 | | |
| 地域 | | まん延防止等重点措置区域（県内全市町村） | | |
| 対象店舗 | | 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等 | | |
| 飲食店の区分 | | マスク飲食実施店認証店 ※ どちらかの要請を店舗ごとに選択可能 | | 非認証店 |
| 要請内容・協力金の交付要件 | 区分 | 要請A | 要請B | 要請C |
| | 営業時間 | ・ 5時～ 21時 | ・ 5時～ 20時 | ・ 5時～ 20時 |
| | 酒類提供時間 | ・ 酒類の提供は11時～ 20時 | ・ 酒類の提供を 終日停止 (酒類の店内持込を含む) | ・ 酒類の提供を 終日停止 (酒類の店内持込を含む) |
| | その他の要件 | — | | ・ 感染防止対策取組書の提示 ・ マスク飲食の推奨 |
| 協力金の額(算定方法) | 〈中小企業〉売上高方式 | ◆ 前(々々々)年の売上高/日 × 0.3 ・ 1店舗当たり 下限 2.5万円/日 ～上限 7.5万円/日 | 〈中小企業〉売上高方式 | ◆ 前(々々々)年の売上高/日 × 0.4 ・ 1店舗当たり 下限 3万円/日 ～上限 10万円/日 |
| | 〈大企業〉売上高減少額方式(中小企業も選択可) | ◆ 前(々々々)年の売上高減少額/日 × 0.4 ※ 下限なし、上限は「 20万円/日 」又は「前(々々々)年の売上高×0.3」のいずれか低い方 | 〈大企業〉売上高減少額方式(中小企業も選択可) | ◆ 前(々々々)年の売上高減少額/日 × 0.4 ※ 下限なし、上限は「 20万円/日 」 |
| | ※ 全期間、要請Aを満たした場合(期間の途中で要請内容を変更した場合は、全期間この金額) | | ※ 全期間、要請Bを満たした場合(期間の途中で要請内容を変更した場合は、全期間Aの金額) | |
| 申請受付期間 | | 2/14(月)～4/15(金) (※ 先行交付は実施しない) | | |

3. 地域経済を立て直す ～雇用の維持と事業の継続～

8

令和3年度

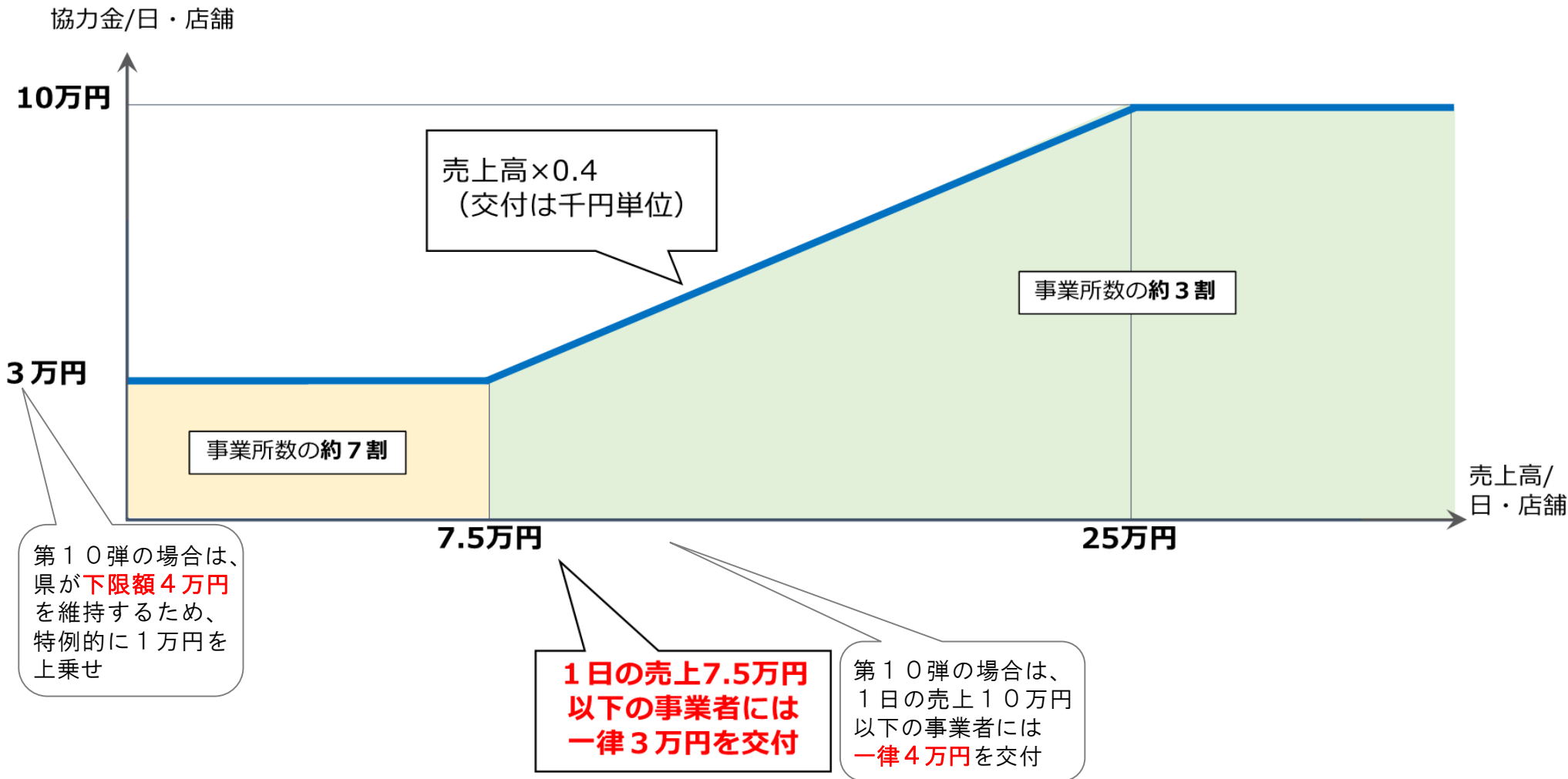
神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 ⑦

※ 地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」等を活用

| | | 第17弾・飲食店等 | | 第18弾(案)・飲食店等 |
|---------------|--|---|--|--|
| 期間 | | R4. 2/14(月)～3/6(日) [21日間] | | R4. 3/7(月)～3/21(月) [15日間] |
| 地域 | | まん延防止等重点措置区域 (県内全市町村) | | |
| 対象店舗 | | 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等 | | |
| 飲食店の区分 | | マスク飲食実施店認証店 ※ どちらかの要請を店舗ごとに選択可能 | | 非認証店 |
| 要請内容・協力金の交付要件 | 区分 | 要請A | 要請B | 要請C |
| | 営業時間 | ・ 5時～ 21時 | ・ 5時～ 20時 | ・ 5時～ 20時 |
| | 酒類提供時間 | ・ 酒類の提供は11時～ 20時30分まで | ・ 酒類の提供を 終日停止 (酒類の店内持込を含む) | ・ 酒類の提供を 終日停止 (酒類の店内持込を含む) |
| | その他の要件 | — | | ・ 感染防止対策取組書の提示 ・ マスク飲食の推奨 |
| 協力金の額(算定方法) | | ・ 1テーブル4人以内 ・ ただし、認証店である披露宴会場などは、対象者に対する全員検査を当日中に行った場合、人数制限なし | | ・ 1テーブル4人以内 |
| | | 〈中小企業〉売上高方式 ◆ 前(々々々)年の売上高/日 × 0.3 ・ 1店舗当たり 下限 2.5万円/日 ～上限 7.5万円/日 | 〈中小企業〉売上高方式 ◆ 前(々々々)年の売上高/日 × 0.4 ・ 1店舗当たり 下限 3万円/日 ～上限 10万円/日 | 〈中小企業〉売上高方式 ◆ 前(々々々)年の売上高/日 × 0.4 ・ 1店舗当たり 下限 3万円/日 ～上限 10万円/日 |
| | | 〈大企業〉売上高減少額方式(中小企業も選択可) ◆ 前(々々々)年の売上高減少額/日 × 0.4 ※ 下限なし、上限は「 20万円/日 」又は「前(々々々)年の売上高×0.3」のいずれか低い方 | 〈大企業〉売上高減少額方式(中小企業も選択可) ◆ 前(々々々)年の売上高減少額/日 × 0.4 ※ 下限なし、上限は「 20万円/日 」 | 〈大企業〉売上高減少額方式(中小企業も選択可) ◆ 前(々々々)年の売上高減少額/日 × 0.4 ※ 下限なし、上限は「 20万円/日 」 |
| | ※ 全期間、要請Aを満たした場合(期間の途中で要請内容を変更した場合は、全期間この金額) | | ※ 全期間、要請Bを満たした場合(期間の途中で要請内容を変更した場合は、全期間Aの金額) | |
| 申請受付期間 | | 3/7(月)～5/13(金) (※ 先行交付は実施しない) | | 3月下旬を目途に申請開始予定 (※ 先行交付は実施しない) |

「まん延防止等重点措置区域」の売上高方式の運用（中小企業）

第10弾・第11弾の参考（神奈川県資料）



【大企業】

1日当たりの売上高の減少額×0.4 **上限20万円** ※中小企業も、この方式を選択可

3. 地域経済を立て直す ～雇用の維持と事業の継続～

9

令和3年度

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(大規模施設)① ※ 地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」等を活用

| | 大規模施設等・第1弾 | 大規模施設等・第2弾 | 大規模施設等・第4弾 |
|-------------|---|----------------------|--|
| 期間 | 5/12(水)～5/31(月)〔20日間〕 | 6/1(火)～6/20(日)〔20日間〕 | 7/22(木)～8/1(日)〔11日間〕 8/2(月)～8/31(火)〔30日間〕 |
| 地域 | まん延防止等重点措置区域 | | まん延防止等重点措置区域 緊急事態措置区域 |
| 対象店舗 | [大規模施設] ・ 人流抑制の観点から時短要請を行った1,000㎡超の施設 (例.百貨店等大規模小売店、映画館等) [テナント・出店者] ・ 上記施設の一部を賃借する飲食業以外の事業所 | | ・ 建物の床面積が1,000㎡を超える大規模施設の運営事業者 (例.百貨店等大規模小売店、映画館等) ・ 上記施設に入居するテナント事業者等 ・ 飲食業の許可を受けていないカラオケ店 (面積要件なし、緊急事態措置期間に限る) |
| 時短要請等の内容 | ▶ 5時～ 20時 の時短営業 ※ イベント開催の場合は5時～21時までの時短営業 | | ▶ 5時～ 20時 の時短営業 ※ イベント開催の場合は5時～21時までの時短営業 |
| 交付(支給)要件 | ・ 県からの営業時短等要請に応じ、時短営業等していること ・ 感染防止対策取組書等を掲示していること ・ 業種ごとのガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること | | ・ 県からの営業時短等要請に応じ、時短営業等していること ・ 感染防止対策取組書等を掲示していること ・ 業種ごとのガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること |
| 協力金の額(算定方法) | ◆ 下記により算出した額に「時短率(短縮した時間/本来の営業時間)」を乗じた額 [大規模施設] ・ 自己利用部分；時短営業した面積1,000㎡毎に 20万円/日 + テナント等把握管理分(10店舗以上の場合)；時短営業したテナント数× 2千円/日 [テナント・出店者] ・ 時短営業した面積100㎡毎に 2万円/日 | | ◆ 下記により算出した額に「時短率(短縮した時間/本来の営業時間)」を乗じた額 [大規模施設] ・ 自己利用部分；時短営業した面積1,000㎡毎に 20万円/日 + テナント等把握管理分(10店舗以上の場合)；時短営業したテナント数× 2千円/日 [テナント・出店者] ・ 時短営業した面積100㎡毎に 2万円/日 ◆ 飲食業の許可を受けていないカラオケ店向け ・ 床面積の合計が1,000㎡超のカラオケ店；時短営業した面積1,000㎡毎に 20万円/日 ・ 床面積の合計が1,000㎡以下のカラオケ店； 2万円/日 |
| 申請受付期間 | 7/1(木)～9/15(水) | | 9/9(木)～11/18(木) |

3. 地域経済を立て直す ～雇用の維持と事業の継続～

10

令和3年度

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(大規模施設)② ※ 地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」等を活用

| 大規模施設等・第5弾 | |
|-------------|--|
| 期間 | 9/1(水)～9/30(木)〔30日間〕 緊急事態宣言(延長・再延長) |
| 地域 | 緊急事態措置区域(県内全域) |
| 対象店舗 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の床面積が1,000㎡を超える大規模施設の運営事業者(例.百貨店等大規模小売店、映画館等) ・ 上記施設に入居するテナント事業者等 ・ 飲食業の許可を受けていないカラオケ店 |
| 時短要請等の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ 5時～20時の時短営業 ※ イベント開催の場合は5時～21時までの時短営業 |
| 交付(支給)要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県からの営業時短等要請に応じ、時短営業等していること ・ 感染防止対策取組書等を掲示していること ・ 業種ごとのガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること |
| 協力金の額(算定方法) | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 下記により算出した額に「時短率(短縮した時間/本来の営業時間)」を乗じた額 [大規模施設] <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己利用部分;時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日 + テナント等把握管理分(10店舗以上の場合);時短営業したテナント数×2千円/日 [テナント・出店者] <ul style="list-style-type: none"> ・ 時短営業した面積100㎡毎に2万円/日 ◆ 飲食業の許可を受けていないカラオケ店向け <ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積の合計が1,000㎡超のカラオケ店;時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日 ・ 床面積の合計が1,000㎡以下のカラオケ店;2万円/日 |
| 申請受付期間 | 10/7(木)～12/14(火) |

3. 地域経済を立て直す ～雇用の維持と事業の継続～

11

令和3年度

影響が甚大な事業者等への支援 (1)

※ 支援対象期間；令和3年1月～3月

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 予算措置 | 担当課等 |
|---------------------------------------|---|---|----------|----------------------------|---------|
| 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金 [国] | 1月～3月の緊急事態宣言再発令の影響で飲食店との取引が減少したり、不要不急の外出自粛等により売上が減少した場合 | <ul style="list-style-type: none"> 以下の要件により、中小法人等；60万円、個人事業者等；30万円を上限に支援 支給要件； <ol style="list-style-type: none"> ① 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること ② R3.1月～3月のいずれかの月の売上が前年(or前々年)比50%以上減少していること 申請期間；R3.3/8(月)～5/31(月) | R3.3月～5月 | — | (中小企業庁) |
| 伊勢原市小規模事業者臨時給付金(第2弾) 【市独自・☆R3拡充事業】 | 緊急事態宣言再発令の影響により売上の減少率等の支給要件を満たした小規模事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けている市内小規模事業者の事業継続等を支援するため、緊急事態宣言再発令の影響により売上の減少率等の支給要件を満たした小規模事業者に対し、10万円を支給 支給要件； <ol style="list-style-type: none"> ① 事業者；伊勢原市内に「神奈川県 of 営業時間短縮要請(R3.1/12～3/31)の対象外であった事業所」を有していること ② 減少率；R3.1月～3月のいずれかの事業収入が、前年(or前々年)の同月(or月平均1か月分)と比較して、20%以上減少していること ③ 減少額；R3.1月～3月のいずれかの事業収入の合計が、前年(or前々年)の同月合計(or月平均3か月分)と比較して、10万円以上減少していること 申請期間；R3.4/12(月)～5/31(月) | R3.4月～5月 | 61,000千円 [令和3年度R3.3月補正] | 商工観光課 |

3. 地域経済を立て直す ～雇用の維持と事業の継続～

12

令和3年度

影響が甚大な事業者等への支援 (2)

※ 支援対象期間；令和3年4月～

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 担当課等 |
|-------------------------------------|--|---|--------------------------|---------|
| 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金 [国] | 4月～9月の緊急事態宣言再々発令又はまん延防止等重点措置の影響で飲食店との取引が減少したり、不要不急の外出自粛等により売上が減少した場合 | <ul style="list-style-type: none"> 以下の要件により中小法人等；20万円/月、個人事業者等；10万円/月を上限に支援 支給要件； <ul style="list-style-type: none"> ① 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること ② 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置が実施された月のうち、同措置の影響を受けて、前年(or前々年)の同月比で、売上が50%以上減少していること 申請期間；4月・5月分；R3. 6/16(水)～8/15(日)、6月分；R3. 7/1(木)～8/31(火)、7月分；R3. 8/1(日)～9/30(木)、8月分；R3. 9/1(水)～10/31(日)、9月分；R3. 10/1(金)～11/30(火)、10月分；R3. 11/1(月)～R4. 1/7(金) <p>※ 緊急事態宣言が解除された都道府県において時短営業等の要請が行われていることに鑑み、10月分まで支援を継続</p> | 申請期間 R3. 6月～R4. 1月 | (中小企業庁) |
| 酒類販売事業者支援給付金 [県] | 酒類提供の停止要請により、前(々)年比のR3. 4月～6月の売上が30%以上減少した中小企業者等のうち、酒類販売事業者等 | <ul style="list-style-type: none"> 国の月次支援金に対して、県独自に給付金額を加算するとともに、支援対象者を拡大する ① 給付金額の加算 <ul style="list-style-type: none"> ア) 売上減少率が50%以上70%未満 ・ 中小法人：20万円/月、個人事業者：10万円/月 イ) 売上減少率が70%以上 ・ 中小法人；40万円/月、個人事業者：20万円/月 ② 対象者の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上減少率が30%以上50%未満 ・ 中小法人：20万円/月、個人事業者：10万円/月 | 申請期間 R3. 7/1～10/31 | (神奈川県) |
| | 酒類提供の停止要請により、前(々)年比のR3. 7月～10月の売上が15%以上減少した中小企業者等のうち、酒類販売事業者等 | <ul style="list-style-type: none"> 国の月次支援金に対して、県独自に給付金額を加算するとともに、支援対象者を拡大する ① 給付金額の加算 <ul style="list-style-type: none"> ア) 売上減少率が50%以上70%未満 ・ 中小法人：20万円/月、個人事業者：10万円/月 イ) 売上減少率が70%以上90%未満 ・ 中小法人；40万円/月、個人事業者：20万円/月 ウ) 売上減少率が90%以上 ・ 中小法人；60万円/月、個人事業者：30万円/月 ② 対象者の拡大 (・ 売上減少率が30%以上50%未満 or ・ 2か月連続で15%以上) <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小法人：20万円/月、個人事業者：10万円/月 | 申請期間 R3. 9/1～R4. 2/28 | |
| 中小企業等支援給付金(酒類販売事業者等以外の事業者) [県] | 前(々)年比のR3. 4月～6月の売上が50%以上減少した中小企業者等 | <ul style="list-style-type: none"> 国の月次支援金に対して、県独自に給付金額を加算する ・ 中小法人：5万円/月、個人事業者：2.5万円/月 ・ 支援対象期間；R3. 4月～6月まで | 申請期間 R3. 7/1～10/31 | (神奈川県) |
| | 前(々)年比のR3. 7月～10月の売上が50%以上減少した中小企業者等 | <ul style="list-style-type: none"> 国の月次支援金に対して、県独自に給付金額を加算する ・ 中小法人：5万円/月、個人事業者：2.5万円/月 ・ 支援対象期間；R3. 7月～10月まで | 申請期間 R3. 9/1～R4. 2/28 | |

影響が甚大な事業者等への支援 (2) の参考 ①

※ 支援対象期間；令和3年4月～6月

【酒類販売事業者等への支援給付額〔国・県〕】

| 支援内容 | 売上減少率 (対前(々)年同月比) | 月次支援金 〔国〕 | 酒類販売事業者等 支援給付金 〔神奈川県〕 | 合計 〔国＋神奈川県 の支援額〕 (上限額) |
|----------|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 給付金額の加算 | 70%以上 | 中小法人；20万円/月 個人事業者；10万円/月 | 中小法人；40万円/月 個人事業者；20万円/月 | 中小法人；60万円/月 個人事業者；30万円/月 |
| | 50%以上 70%未満 | | 中小法人；20万円/月 個人事業者；10万円/月 | 中小法人；40万円/月 個人事業者；20万円/月 |
| 支援対象者の拡大 | 30%以上 50%未満 | — | 中小法人；20万円/月 個人事業者；10万円/月 | 中小法人；20万円/月 個人事業者；10万円/月 |
| 支援対象期間 | — | 令和3年4月以降の月 | 令和3年4月から6月まで | — |

【中小企業者等(酒類販売事業者等除く)への支援給付額〔国・県〕】

| 支援内容 | 売上減少率 (対前(々)年同月比) | 月次支援金 〔国〕 | 中小企業者等 支援給付金 〔神奈川県〕 | 合計 〔国＋神奈川県 の支援額〕 (上限額) |
|---------|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 給付金額の加算 | 50%以上 | 中小法人；20万円/月 個人事業者；10万円/月 | 中小法人；5万円/月 個人事業者；2.5万円/月 | 中小法人；25万円/月 個人事業者；12.5万円/月 |
| 支援対象期間 | — | 令和3年4月以降の月 | 令和3年4月から6月まで | — |

影響が甚大な事業者等への支援 (2) の参考 ②

※ 支援対象期間；令和3年7月～10月

【酒類販売事業者等への支援給付額〔国・県〕】

| 支援内容 | 売上減少率 (対前(々)年同月比) | 月次支援金 (※) 〔国〕 | 酒類販売事業者等 支援給付金 〔神奈川県〕 | 合計 〔国＋神奈川県 の支援額〕 (上限額) |
|----------|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 給付金額の加算 | 90%以上 | 中小法人；20万円/月 個人事業者；10万円/月 | 中小法人；60万円/月 個人事業者；30万円/月 | 中小法人；80万円/月 個人事業者；40万円/月 |
| | 70%以上 90%未満 | | 中小法人；40万円/月 個人事業者；20万円/月 | 中小法人；60万円/月 個人事業者；30万円/月 |
| | 50%以上 70%未満 | | 中小法人；20万円/月 個人事業者；10万円/月 | 中小法人；40万円/月 個人事業者；20万円/月 |
| 支援対象者の拡大 | 30%以上 50%未満 | — | 中小法人；20万円/月 個人事業者；10万円/月 | 中小法人；20万円/月 個人事業者；10万円/月 |
| | 2か月連続で 15%以上 | | | |
| 支援対象期間 | — | 令和3年10月まで | 令和3年7月から10月まで | — |

【中小企業者等(酒類販売事業者等除く)への支援給付額〔国・県〕】

| 支援内容 | 売上減少率 (対前(々)年同月比) | 月次支援金 (※) 〔国〕 | 中小企業者等 支援給付金 〔神奈川県〕 | 合計 〔国＋神奈川県 の支援額〕 (上限額) |
|---------|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 給付金額の加算 | 50%以上 | 中小法人；20万円/月 個人事業者；10万円/月 | 中小法人；5万円/月 個人事業者；2.5万円/月 | 中小法人；25万円/月 個人事業者；12.5万円/月 |
| 支援対象期間 | — | 令和3年10月まで | 令和3年7月から10月まで | — |

※ 緊急事態宣言が解除された都道府県において、引き続き時短営業等の要請が行われることに鑑み、10月分まで支援を継続

3. 地域経済を立て直す ～雇用の維持と事業の継続～

13

令和3年度

雇用を守るための給付金・助成金等

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 担当課等 |
|--|--|--|-----------------------|---------|
| 雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例) [国] | 雇用を維持したいが賃金が払えない場合 | <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、最近1か月の売上等が前年同月比5%以上減少、かつ、労使間の協定に基づき休業等を実施し、休業手当を支払っている事業者について、一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部を助成 パート・アルバイト含め日額上限15,000円/人、中小企業・大企業ともに助成率最大10/10 特例措置は、R4.6月末まで適用(予定) ※ 原則的な特例措置に係る助成内容は、R4.1月以降、段階的に縮小 | R2.3月～ R4.6月 | (厚生労働省) |
| 両立支援等助成金 (育児休業等支援コース・新型コロナウイルス特例) [国] | 子の世話で従業員が休業した場合 | <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等により、子どもの世話をする労働者が特別な休暇を取得できる取組を行う事業主を支援するため、両立支援等助成金(育児休業等支援コース)に「新型コロナウイルス感染症対応特例」を創設 助成額；5万円/人、1事業主につき10人まで(上限50万円) ※小学校休業等対応助成金・支援金制度の再開に伴い、R3.9/30までに取得した休暇が対象 ※R3.8/1～9/30の期間については、本助成金又は小学校休業等対応助成金のうちいずれか一つのみの申請 | 申請期間 R3.4月～11月 | (厚生労働省) |
| 小学校休業等対応助成金・支援金の再開 [国] | 新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない保護者 | <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に実施していた「小学校休業等対応助成金・支援金」を再開 R3.8/1～R4.6/30(予定)に取得した休暇を対象 ※ 令和3年度分については、日額上限15,000円(助成金)で実施(原則的な措置に係る助成内容は、R4.1月以降、段階的に縮小) ※ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより、労働者により直接申請することが可能 | R3.8月～R4.5月 (申請期限) | (厚生労働省) |
| 産業雇用安定助成金 [国] | 在籍出向で雇用を維持したい/在籍出向の人材を活用したい場合 | <ul style="list-style-type: none"> 事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、賃金、労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部等を助成 | R3.2月～ | (厚生労働省) |
| トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース) [国] | コロナで離職を余儀なくされた方を試行的に雇用したい場合 | <ul style="list-style-type: none"> 離職を余儀なくされた方で、離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する方を、一定期間試行雇用する事業主に対して、試行雇用労働者1人につき、最長3か月間、月額最大4万円を支給(短時間労働は月額2.5万円) | R3.2月～ | (厚生労働省) |

3. 地域経済を立て直す ～雇用の維持と事業の継続～

14

令和3年度

事業を守るための給付金・助成金等 (1)

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 担当課等 |
|-----------------------------|--------------------------------|---|---|---------|
| 事業復活支援金 〔国〕 | 新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している事業者 | ・ R3. 11月～R4. 3月のいずれかの月の売上高が50%以上または30%～50%未満減少した事業者(中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主)に対して、 売上高50%以上の減少；上限 法人250万円、個人50万円 売上高30～50%の減少；上限 法人150万円、個人30万円 | 申請期間 R4. 1/31～ 5/31 | (経済産業省) |
| 事業再構築補助金 〔国〕 | 新分野展開や業態転換で事業を立て直したい場合 | ・ 新分野展開や業態転換等に取り組む場合、最大1億円までを中小2/3、中堅は最大1/2補助 ・ 時短営業の飲食店や外出自粛の影響でR3. 1月～9月のいずれかの月の売上が30%以上減なら補助率を3/4(中堅は2/3)に引上げ(上限1,500万円) | 第5回公募 R4. 1/20～ 3/24 ・ R4. 2/17から 申請受付 開始 | (経済産業省) |
| 持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠) 〔国〕 | 感染防止対策への投資をしたい場合 | ・ ポストコロナ社会に対応したビジネスモデルの転換に資する取組や感染防止対策費の一部を支援するため、小規模事業者に最大100万円までを最大3/4補助 ・ 緊急事態宣言再発令の影響でR3. 1月～9月のいずれかの月の売上が30%以上減なら補助金総額に占める感染防止対策費の上限を最大25万円→50万円に引上げ ※ R3. 1/8以降の事業が対象 | 第6次〆切 R4. 3/9 | (経済産業省) |
| IT導入補助金 〔国〕 | ITツールの導入により、業務における接触機会を低減したい場合 | ・ 業務の効率化および接触機会の低減に資するITツール等の導入費用を最大450万円までを最大2/3補助(テレワーク用のクラウド対応したITツール導入(ソフトウェア、クラウド利用料等)を支援するテレワーク対応型は最大150万円) ※ R3. 1/8以降の事業が対象 | 第5次公募 ～ R3. 12/22 | (経済産業省) |
| 高機能換気設備等の導入支援事業 〔国〕 | 高機能な換気設備を導入して感染リスクを抑えたい場合 | ・ 大規模感染リスクを低減するため、中小企業等の高機能換気設備及び同時に導入する空調設備の導入費用に対して最大2/3補助 ※施設のCO ₂ 排出量削減が必要 | | (環境省) |
| 高収益作物次期作支援交付金 〔国〕 | 高収益作物の生産者 | ・ 新型コロナ禍により売上げが減少する等の影響を受けた高収益作物(メロン・つまもの類・香酸カンキツ・切り花)について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援 | R3. 8/11 第4次公募 終了 | (農林水産省) |

3. 地域経済を立て直す ～雇用の維持と事業の継続～

15

令和3年度

事業を守るための給付金・助成金等 (2)

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 担当課等 |
|-------------------------------------|-----------------------------------|---|-----------------------------|--------|
| 中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金 [県] | 感染症拡大防止対策を行いお客様に安心して食事や商品を提供したい | ・ 感染症拡大防止対策に要する経費を補助 (例;感染症拡大防止対策のためのアクリル板・レジやカウンターに設置する透明ビニールシート・サーキュレーター・CO ₂ 濃度測定器・空気清浄機の購入、工事を伴う換気設備の導入等) | R3. 6/3 公募終了 | (神奈川県) |
| | デリバリーサービスやテイクアウトを始めたい | ・ 非対面ビジネスの構築に要する経費を補助 (例;デリバリーサービスのための宅配バイク・キッチンカーの購入、ネット通販の開設、テイクアウト用窓口設置工事等) | | |
| | 新たな商品・サービスを開発したい、新たな生産・販売方式を導入したい | ・ ビジネスモデルの転換に要する経費を補助 (例;新商品・新サービスを開発、生産・提供するための生産設備の導入等) ・ 上限3,000万円 ・ 補助率; 3/4以内 | R3. 5/19 ~6/18 公募終了 | |
| 感染症拡大防止事業補助金(第3弾) [県] | 感染症の拡大を防止する事業を実施したい | ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により事業に影響を受けた中小企業者等が感染症の拡大防止に取り組む費用の一部を補助(「感染防止対策取組書」を事業所の店頭等に掲示すること) ・ 取組事例; 遮蔽物、換気設備、加湿器、CO ₂ 濃度測定器、空気清浄機、非接触体温計、サーモカメラ、タッチレスディスペンサーの導入 ・ 補助率; 補助対象経費の3/4以内 ・ 補助上限額; 100万円 | 公募期間 R4. 1/20 ~2/18 | (神奈川県) |
| テレワーク導入促進事業費補助金 [県] | 従業員の在宅勤務を促進したい | ・ テレワークに必要な通信機器等の購入や運用のための経費など、 テレワーク導入に要する経費を補助 ・ 上限40万円 ・ 補助率; 3/4以内 | 申請事前登録 R3. 7. 30 ~9/3 | (神奈川県) |
| かもめクーポン(県内工業製品購入促進事業) [県] | 県内で製造した製品の販売を促進したい | ・ 県内の工場で製造された、希望小売価格等が3万円以上(税抜)の完成された製品を対象に、割引を支援 (R3. 12/15まで、新たに割引の対象となる製品を募集) ・ クーポン利用期間(割引支援期間); R3. 6/17(木)~R4. 2/15(火) ・ 支援対象となる割引額; 希望小売価格等の10%以内 ・ 1製品上限額20万円 | R3. 6月~ R4. 2月 | (神奈川県) |

3. 地域経済を立て直す ～雇用の維持と事業の継続～

16

令和3年度

消費喚起による地域経済の活性化

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 予算措置 | 担当課等 |
|---|--|--|----------------------------|-------------------------------------|-------------------|
| <p>キャッシュレス決済ポイント還元事業【市独自・☆ R3新規事業】</p> <p>フレフレいせはら！キャッシュレスはじめました 最大25%戻ってくるキャンペーン</p> | <p>[事業者] 市内の小売・サービス業等(中小企業のみ)、コンビニエンスストア、飲食店</p> <p>[利用者] 対象店舗利用者(市内在住問わず)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 地域経済の活性化と非接触型のキャッシュレス決済推進による感染症対策の両立を図るため、PayPay株式会社と連携し、市内事業者におけるキャッシュレス決済に対するポイント還元キャンペーンを実施 還元率：最大25% (上限額：2,000円/回 10,000円/期間) 実施期間：R3.6/1(火)～6/30(水) ※変更前→変更後：R3.6/1(火)～6/18(金) ※還元額が予算上限に達する見込みのため、早期終了 参加店舗数：約600店舗 事業周知・PR等 ：市民向け説明会の実施、市内世帯へのポスティング | <p>R3.6月 (実施期間終了)</p> | <p>62,000千円 [令和3年度 R3.3月補正]</p> | <p>商工 観光課</p> |
| <p>キャッシュレス決済ポイント還元事業(第2弾) 【市独自・☆ R3新規事業】</p> <p>フレフレいせはら！キャッシュレス続けてみました 最大25%戻ってくるキャンペーン・第2弾</p> | <p>[事業者] 市内の小売・サービス業等(中小企業のみ)、飲食店</p> <p>[利用者] 対象店舗利用者(市内在住問わず)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 地域経済の活性化と非接触型のキャッシュレス決済の導入・定着を図るため、PayPay株式会社と連携し、市内事業者におけるキャッシュレス決済に対するポイント還元キャンペーンを実施 還元率：最大25% (上限額：1,000円/回 5,000円/期間) 実施期間：R3.12/1(水)～12/28(火) 参加店舗数：約590店舗 事業周知・PR等 ：市民向け説明会の実施、市内世帯へのポスティング、駅張り広告等 | <p>R3.12月 (実施期間終了)</p> | <p>79,000千円 [R3.9月補正]</p> | <p>商工 観光課</p> |
| <p>かながわPay 神奈川県キャッシュレス・消費喚起事業 総額70億円還元キャンペーン [県]</p> | <p>[事業者] 県内のポイント還元事業加盟店</p> <p>[利用者] 「かながわPay」アプリ登録者</p> | <ul style="list-style-type: none"> 県内の加盟店にて「かながわPay」アプリを使ってQRコード決済により代金を支払った際、買上金額の最大20%分のポイントを還元するキャンペーンを実施 (付与上限；R3.10/14まで 合計4,000円相当/人、12/22まで 合計10,000円相当/人、12/23以降 合計30,000円相当/人) 加盟店募集期間；R3.4/1～8/31 ポイント付与期間；R3.10/25(月)～R4.4/30(土) (ポイント利用期間；R4.5/31(火)まで) | <p>R3.10月 ～R4.5月</p> | <p>—</p> | <p>(神奈川県)</p> |



4. 危機に強いまちを創る ～新しい生活様式を踏まえた感染機会の削減～

①

令和3年度

新型コロナに強い社会的な環境の整備①

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 予算措置 | 担当課等 |
|--|--|---|-----------------------|---------------------------------|------------------------|
| キャッシュレス決済ポイント還元事業【市独自・☆R3新規事業】 ※再掲 | [事業者] 市内の小売・サービス業等(中小企業のみ)、コンビニエンスストア、飲食店 [利用者] 対象店舗利用者 | ・地域経済の活性化と非接触型のキャッシュレス決済推進による感染症対策の両立を図るため、PayPay株式会社と連携し、市内事業者におけるキャッシュレス決済に対するポイント還元キャンペーンを実施 ・還元率：最大25% (上限額：2,000円/回 10,000円/期間) ・実施期間：R3. 6/1(火)～6/30(水) → 変更後：R3. 6/1(火)～6/18(金) ・参加店舗数：約600店舗 | R3. 6月 (実施期間終了) | 62,000千円 [令和3年度 R3. 3月補正] | 商工 観光課 |
| キャッシュレス決済ポイント還元事業(第2弾)【市独自・☆R3新規事業】 ※再掲 | [事業者] 市内の小売・サービス業等(中小企業のみ)、飲食店 [利用者] 対象店舗利用者 | ・地域経済の活性化と非接触型のキャッシュレス決済の導入・定着を図るため、PayPay株式会社と連携し、市内事業者におけるキャッシュレス決済に対するポイント還元キャンペーンを実施 ・還元率：最大25% (上限額：1,000円/回 5,000円/期間) ・実施期間：R3. 12/1(水)～12/28(火) ・参加店舗数：約590店舗 | R3. 12月 (実施期間終了) | 79,000千円 [R3. 9月 補正] | 商工 観光課 |
| 公共施設利用予約システム拡充事業【市独自・☆R3拡充事業】 | 石田小学校特別教室等の利用者 | ・石田小学校特別教室等の利用に公共施設利用予約システムを導入することで、対面申請に伴う人との接触機会を削減するとともに、利用団体の利便性の向上・教職員の事務手続きの効率化を図る (参考・R2実施済事業) 学校体育施設・スポーツ広場(R3. 4月から運用開始) | R4. 3月分 から 予約開始 | 209千円 [R3. 6月 補正] | 社会 教育課 |
| 口座振替申請電子化事業【市独自・☆R3新規事業】 | 市民 | ・新型コロナの感染予防のため、市税等の口座振替申請を電子化することにより紙申請を簡略化・削減し、人との接触機会を削減する | R4. 4月 運用開始 予定 | 18,546千円 [R3. 9月 補正] | 収納課 |
| 証明書発行手数料キャッシュレス化推進事業【市独自・☆R3新規事業】 | 市民 | ・非接触による感染症予防及び市民の利便性の向上の観点から、戸籍住民課・市民税課の窓口キャッシュレス端末及びPOSシステムを搭載したレジスターを設置し、証明書等の手数料のキャッシュレス決済を導入する | R4. 4月 運用開始 予定 | 9,346千円 [R3. 12月 補正] | 市民税課 ・ 戸籍住民 課 |

〈参考・その他のR2実施済事業〉

- 公共料金キャッシュレス化推進事業 (一部公共料金の支払いについて、コンビニエンスストアでの支払いや自宅からのキャッシュレス決済(PayPay・LINE Pay・はまPay)が可能に 保育料・児童コミュニティクラブ育成負担金→R3. 4月から、介護保険料→R3年. 7月から)

4. 危機に強いまちを創る ～新しい生活様式を踏まえた感染機会の削減～ ②

令和3年度

新型コロナウイルスに強い社会的な環境の整備②

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 予算措置 | 担当課等 |
|--|----------------------------|---|--------------|-----------------------|-------|
| 避難所の3密対策事業(車中避難者等対策事業) 【市独自・☆ R3拡充事業】 | 災害時の避難者 (車中避難者・テント避難者等) | ・避難所の3密回避のための環境整備として、避難生活が長期化した場合の車中避難者・テント避難者への支援に必要な防災資機材等を整備(非常用屋外電源の設置・簡易トイレの購入) <参考・R2実施済事業> ①避難所における3密防止・感染症対策のための防災資機材等(間仕切りシステム・換気用送風機等)の整備、②新型コロナ禍における新たな災害情報受伝達手段を確保、③新型コロナ禍における防災啓発チラシを作製し活用 | R3.10月～R4.3月 | 26,534千円 [R3.9月補正] | 危機管理課 |
| マイナンバーカードを用いたオンライン申請の推進(マイナポイント) [国] | 市民 | ・R2.9月から開始されたマイナポイントの利用申請について、市役所内に特設会場を設けて対応(R4.3月末まで、マイキーID設定支援を実施) ・R4.1月から、マイナポイント第2弾として、最大20,000円分のポイントを付与(※②③については、R4.6月ごろに開始する予定) ①マイナンバーカードの新規取得等(最大5,000円分) +②健康保険証としての利用申込み(7,500円分) +③公金受取口座の登録(7,500円分) ※第2弾の申込期限;R5.2月末(R4.9月末までのマイナンバーカード申請者が対象) | 随時 | | 情報政策課 |

<参考・その他のR2実施済事業>

- オンライン診療等環境整備支援事業(遠隔診療(オンライン診療)の実現のため、地域の診療所等におけるITコーディネーターの活用・情報通信機器の導入を支援 市内2診療所においてR3.3月中にオンライン診療を導入)

4. 危機に強いまちを創る ～新しい生活様式を踏まえた感染機会の削減～

③

令和3年度

新たな暮らしのスタイルの確立

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 予算措置 | 担当課等 |
|--|-------------------------|---|--|--|------------|
| オンラインイベント実施事業 【市独自・☆ R3拡充事業】 | イベント参加者 | ・いせはら男女共同参画フォーラム、伊勢原市人権啓発講演会における講演内容を オンライン動画で配信 （手話・字幕付きのYouTube動画） 〈参考・R2実施済事業〉 いせはら男女共同参画フォーラム、市民音楽会や人権セミナー等の社会教育事業についてオンライン配信 | R3. 12/17～ R4. 1/16 R4. 2/1～3/15 | 800千円 [R3. 6月補正] ※講師謝礼150千円は市単 | 人権・広聴相談課 |
| | 新成人及びその保護者 | ・R4. 1. 10開催の 成人式を2部入替え制及びオンラインで動画配信 〈参考・R2実施済事業〉 成人式についてオンライン配信 | R4. 1月 | 352千円 [R3. 9月補正] | 青少年課 |
| 地域まちづくり応援事業 【市独自・☆ R3新規事業】 | 地域まちづくり団体 | ・ソーシャルディスタンスが比較的取やすい、市街地に隣接する森林や里等において、 感染症拡大防止対策に十分配慮しながら行われる地域主体のまちづくり活動を支援 | R3. 7月～R4. 2月 | 6,000千円 [R3. 6月補正] | 都市政策課 |
| 小・中学校オンライン集会実施事業 【市独自・☆ R3新規事業】 | 小・中学校 | ・小・中学校で、大人数で集まることなく、各教室ごとに オンライン集会 （放送朝会や発表会等）を実施するために、学級配置の大型掲示装置（テレビ）へ映像を配信するための機器等の整備 | R3. 6月～10月 | 3,149千円 [R3. 6月補正] | 教育指導課 |
| 市立図書館の電子図書館整備事業 【市独自・☆ R3新規事業】 | 図書館利用登録者（市内在住・在学・在勤登録者） | ・「新しい生活様式」に対応し、来館することなく図書館資料が利用できる環境を整備するため、 電子図書館サービスを導入 | R3. 10月～サービス開始 | 3,168千円 [R3. 6月補正] 2,998千円 [R4. 3月補正] | 図書館・子ども科学館 |

〈参考・その他のR2実施済事業〉

● G I G Aスクール構想の早期実現

①全児童生徒1人1台のタブレット端末約7,900台をR3.3月までに小・中学校全校に配備、

②緊急時の家庭でのオンライン学習環境を整備（モバイルルーター・オンライン学習備品整備、G I G Aスクールサポーターの配置等）

4. 危機に強いまちを創る ～新しい生活様式を踏まえた感染機会の削減～

④

令和3年度

新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進①

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 予算措置 | 担当課等 |
|--|----------------------|---|---------------------------------------|------------------------|---------|
| いせはらマイクロツーリズム推進事業(第2弾) 【市独自・☆ R3拡充事業】 | 大山ケーブルカーを往復利用する神奈川県民 | ・マイクロツーリズムを推進するため、市内の観光事業者で利用できるクーポン券を発行(利用可能額 1千円/人) ・実施期間; R4. 1/11(火)~2/28(月) ※ まん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、R4. 1/20(木)をもってクーポン配布を終了(配布済のクーポン券は、R4. 2/28(月)まで利用可能) | R4. 1月~2月 | 40,100千円 [R3. 9月補正] | 商工観光課 |
| 人流データ分析・活用事業【市独自・R3継続事業】 | 観光地 | ・観光地における人の流れを可視化・分析するために、Wi-Fiセンサーを設置し、新型コロナ禍及びコロナ収束後の新たな観光施策等へ活用 (参考・R2実施済事業) Wi-Fiセンサーを市内計7か所に設置 | R2. 10月~ | 3,400千円 [R3当初] | 商工観光課 |
| Go To キャンペーン(Travel) | 旅行者 | ・ワクチン・検査パッケージの活用等により安全・安心を確保した上で、旅行・宿泊商品の割引等を実施予定(再開時~GW前) ・旅行商品割引率;30% ・割引上限額;10,000円(交通・宿泊付商品の場合) ・クーポン券;3,000円(平日の場合) | 再開時期未定 | — | (国土交通省) |
| Go To キャンペーン(Eat) | 飲食店等利用者 | ・オンライン飲食予約サイト経由で、期間中に飲食店を予約・来店した消費者に対し、次回以降に使えるポイント等を付与(最大1人あたり1千円分) ・登録飲食店で使えるプレミアム付食事券(購入額の25%を上乘せ)を発行 ※ 食事券(電子・紙クーポン)のR4. 3/22(火)までの利用期限は、当面の間、延長 | R3. 12月から再開~ R4. 3月まで (さらに延長予定) | — | (農林水産省) |
| Go To キャンペーン(Event) | イベント等参加者 | ・チケット会社経由で期間中のイベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、割引・クーポン等を付与(2割相当分・上限2千円) | R2. 10月~ R3. 12月 (受付期間終了) | — | (経済産業省) |
| イベントワクワク割 | イベント等参加者 | ・ワクチンの接種歴又はPCR検査等の検査結果が陰性であることを条件に(オンラインによる参加は除く)、キャンペーン期間中のイベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、2割相当分の割引 | R4. 5月頃実施予定 | — | (経済産業省) |
| がんばろう! 商店街事業(旧:Go To 商店街事業) | 商店街 | ・イベント参加者の感染リスクを今まで以上に低減するため、「期間・時間・場所」の分散化に係る取組を重点的に支援するとともに、「ワクチン・検査パッケージ」の導入を支援し、更なる感染拡大防止対策を徹底しながら、ウィズコロナの状況に対応していくために商店街等が行うイベント事業、新たな商材開発やプロモーション制作などを支援 | R4. 5月頃実施予定 | — | (中小企業庁) |

4. 危機に強いまちを創る ～新しい生活様式を踏まえた感染機会の削減～

⑤

令和3年度

新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進②

| 事業名 | 対象 | 事業概要 | 実施時期 | 予算措置 | 担当課等 |
|---------------------------------|-------------------------|---|--------------------------|------|--------|
| かながわ旅割 実施事業 [県] | 神奈川県民及び近隣圏域(地域ブロック)の居住者 | <ul style="list-style-type: none"> 観光事業者を支援するとともに地域経済を活性化させるため、神奈川県内の旅行に対する割引を行う 旅行代金10,000円以上 割引額5,000円・クーポン2,000円 ※ 「かながわ旅割」は、ワクチン接種済証や陰性証明の確認を行う ※ 事業開始及び終了時期は未定 | R4. 2/1～3/10 ※事業開始は延期 | — | (神奈川県) |
| 宿泊施設感染症 対策等事業費補助 [県] | 宿泊事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止対策に必要となる設備等の導入や、ワーケーションスペースの設置等の新たな需要のための体制整備に要する経費に対して補助 補助上限額；500万円/施設(補助率3/4) ※R3. 9/16以降の消印の申請は補助率1/2 | 申請受付 R3. 7/30～10/29 | — | (神奈川県) |

〈参考・その他のR2実施済事業〉

- **大山ワーケーション等基盤整備事業** (3密を避けて観光地等で休暇を楽しみつつ仕事をこなす「ワーケーション」等の環境整備に向けて、大山の宿坊のWi-Fi整備やオンライン宿泊予約システムの導入を支援
 - ・対象宿坊数22軒のうち13軒について無線LAN(Wi-Fi)を整備
 - ・るるぶ特別編集「大山宿坊ガイド」を製作しR3.4月から配架)